

2025年版(隔年発行)

福祉の仕事・資格 ガイドブック

職 種

介 護

介護職員／訪問介護員(ホームヘルパー)

保 育

保育士／子育て支援員
放課後児童支援員／児童厚生員

相談・援助・調整

生活相談員／介護支援専門員(ケアマネジャー)
サービス提供責任者／相談支援専門員
サービス管理責任者／支援員
児童指導員／児童発達支援管理責任者
母子支援員／医療ソーシャルワーカー
精神科ソーシャルワーカー／心理職

保健・医療

看護師／保健師

リハビリテーション

理学療法士／作業療法士／言語聴覚士
視能訓練士／義肢装具士

栄養・調理

栄養士／管理栄養士／調理員

運営・管理

施設長／事務員
● 行政相談所の職員
● 市町村社会福祉協議会の職員

資 格

介護職員初任者研修／実務者研修／介護福祉士／社会福祉士
精神保健福祉士／社会福祉主事任用資格／児童指導員任用資格
介護支援専門員／サービス提供責任者／相談支援専門員
サービス管理責任者／児童指導員／児童発達支援管理責任者
保育士／看護師／理学療法士／作業療法士／言語聴覚士／公認心理師
臨床心理士／栄養士・管理栄養士／調理師／福祉用具専門相談員
視能訓練士／義肢装具士／手話通訳士／盲導犬訓練士

大分県福祉人材センター

福祉の仕事／資格ガイドブック

CONTENTS

| | | |
|---------------|------------------------|----|
| はじめに | 福祉の仕事とは ----- | 1 |
| | 福祉の施設・サービス ----- | 2 |
| 福祉の仕事 | 介護の仕事 ----- | 7 |
| | 保育の仕事 ----- | 8 |
| | 相談・援助・調整の仕事 ----- | 9 |
| | 保健・医療の仕事 ----- | 13 |
| | リハビリテーションの仕事 ----- | 14 |
| | 栄養・調理の仕事 ----- | 16 |
| | 運営・管理の仕事 ----- | 17 |
| | 行政の相談所の職員 ----- | 18 |
| | 市町村社会福祉協議会の職員 ----- | 19 |
| 福祉関係の 主な資格 | 資格の種類 ----- | 21 |
| | 介護職員初任者研修 ----- | 22 |
| | 生活援助従事者研修 ----- | 23 |
| | 実務者研修 ----- | 24 |
| | 介護福祉士 ----- | 26 |
| | 社会福祉士 ----- | 27 |
| | 精神保健福祉士 ----- | 28 |
| | 社会福祉主事任用資格 ----- | 29 |
| | 介護支援専門員（ケアマネジャー） ----- | 30 |
| | サービス提供責任者 ----- | 31 |
| | 相談支援専門員 ----- | 32 |
| | サービス管理責任者 ----- | 33 |
| | 児童指導員任用資格 ----- | 34 |
| | 児童発達支援管理責任者 ----- | 35 |
| | 保育士 ----- | 36 |
| | 看護師 ----- | 37 |
| | 理学療法士・作業療法士 ----- | 38 |
| | 言語聴覚士 ----- | 39 |
| | 子育て支援員 ----- | 40 |
| | 放課後児童支援員 ----- | 41 |
| | 公認心理師 ----- | 42 |
| | 臨床心理士 ----- | 43 |
| | 栄養士・管理栄養士 ----- | 44 |
| | 調理師 ----- | 45 |
| | 福祉用具専門相談員 ----- | 46 |
| | 視能訓練士 ----- | 46 |
| | 義肢装具士 ----- | 47 |
| | 手話通訳士 ----- | 47 |
| | 盲導犬訓練士 ----- | 47 |
| 参考資料 | ----- | 48 |

福祉の仕事とは

福祉の仕事は、利用対象者やサービス提供形態、施設別、職種別によって様々な角度から分類でき、多くの種類や働き方があります。

1 福祉の仕事は4つの対象・分野、また大きく6系統の仕事・職種に分かれます。

対象・分野

- 高齢者
- 障がい児・者(身体・知的・精神)
- 児童
- その他生活困窮者等
(低所得者・母子家庭・婦人保護その他)

仕事・職種

- 介護(ケアワーク)の仕事
- 保育の仕事
- 相談援助の仕事
- 看護、リハビリテーションの仕事
- 栄養・調理の仕事
- 運営・管理の仕事

| | 対象・分野 | | | | 行政の 相談所 | 社会福祉 協議会 |
|---------------|--|---------------------------------|-------------------|-----|--------------|-------------|
| | 対人サービス | | | | | |
| | 高齢者 | 障害児・者 | 児童 | その他 | | |
| 介護系 | 介護職員 介護福祉士 | | 保育士 子育て支援員 | | | |
| 保育系 | 訪問介護員 | 障害者訪問介護員 | 放課後児童支援員 児童指導員 | | | |
| 相談・援助・ 調整系 | 生活相談員 | 支援員 | | | 福祉司、 指導主事 | |
| | 社会福祉主事 | | | | | |
| | 社会福祉士 | | | | | |
| | 介護支援専門員 | 精神保健福祉士 サービス管理責任者 相談支援専門員 | 児童発達支援 管理責任者 | | | |
| 保健・医療系 | 看護師、保健師 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士 | | | | | |
| 栄養・調理系 | 栄養士、管理栄養士 調理員 | | | | | |
| 運営・管理系 | 施設長 事務職員等 | | | | | |

● は資格要件のあるもの ○ は資格要件のないもの

2 サービスを提供する職場は、サービスの形態によって勤務形態も違います。また、同じ職場でも、職種によって勤務形態が異なる場合もあります。

入所型 24時間、365日のサービスを提供します。変則勤務で宿直や夜勤などの勤務もあります。

通所型 主として日勤ですが、早出・遅出などの交代制勤務の場合もあります。

訪問型 訪問介護(ホームヘルプサービス)が典型です。必要に応じて利用者宅を訪問します。早朝、夜間の時間帯での勤務もあります。

福祉の施設・サービス

1. 高齢者関係

| 施設・サービス名 | 施設・サービスの内容 |
|---------------------------|---|
| 養護老人ホーム | 身体上・精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。 |
| 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | 要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険施設の一つで、介護保険法上の名称は「介護老人福祉施設」です。 |
| 軽費老人ホーム (ケアハウス) | 身体機能の低下や家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な60歳以上の方が低額で利用できる施設です。 |
| 訪問介護 (ホームヘルプサービス) | 日常生活に支障のある高齢者や家族が、介護や家事などの援助を必要としている場合に、訪問介護員(ホームヘルパー)がその家庭に訪問して、介護や食事等の生活全般の援助を行います。 |
| 訪問入浴介護 | スタッフが訪問入浴車で自宅を訪問し、要介護者の入浴の援助を行います。 |
| 訪問看護 | 看護師等が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療補助を行います。 |
| 通所介護(デイサービス) | 居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴及び食事の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う通所施設です。 |
| 通所リハビリテーション (デイ・ケア) | 理学療法士や作業療法士が心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な機能訓練などを行う通所施設です。 |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | 要介護者・要支援者の介護をしている家族が介護に疲れた時や、冠婚葬祭、家族の病気等で介護ができないときに、高齢者が短期間滞在してケアを受ける施設です。 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 介護保険法に基づく地域密着型サービスの一つで、「訪問」・「通所」・「宿泊」を組み合わせて提供するサービスです。通所を基本にしていますが、必要に応じて馴染みの職員が自宅を訪問したり、宿泊することができます。 |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 要介護状態で、認知症のある方に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助及び機能訓練を行い、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように援助する施設です。 |

| | |
|-------------------|---|
| 介護老人保健施設 | 介護保険施設の一つで、要介護者で入院の必要はないものの、医学的管理を必要とする高齢者が一定期間入所して、介護及び機能回復訓練等のサービスを受ける施設です。 |
| 介護医療院 | 介護保険施設の一つで、長期にわたり療養が必要な要介護高齢者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。 |
| 介護療養型医療施設 | 介護保険施設の一つで、病院での急性期治療を終えて状態は安定しているものの長期にわたって療養が必要と判断された人のために、療養上の管理・看護、医学的な管理に基づく介護や、機能訓練等のサービスを行う施設です。 |
| 居宅介護支援 | 要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、必要なサービスが利用できるように、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、これが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行います。 |
| 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域で自立的に健やかな生活を送ることができるよう各地に設けられ、支援を行っています。総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う包括的支援事業や、要支援者に対して介護予防支援を行います。主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師が配置されており、それぞれの専門性を活かし、互いに連携を取りつつ「チーム」として総合的に高齢者を支えます。 |
| 特定施設入所者生活介護 | 特定施設に(*)に入居している要介護者に、介護サービス計画に基づき、入浴・排せつ、食事等の介護やその他日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。*特定施設:介護付有料老人ホーム、その他厚生労働省令で定める施設 |
| 有料老人ホーム | 老人福祉法に基づき、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため、高齢者を入居させ、食事の提供、介護(入浴・排せつ・食事)の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。※有料老人ホームには、特定施設入所者生活介護の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」と指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」があります。 |
| サービス付き 高齢者向け住宅 | 高齢者住まい法に基づき、住宅の設計や構造のバリアフリー等の基準を満たし、高齢者の状況把握サービスと生活相談サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅です。 |

2. 障がい者関係

| サービス名 | 施設・サービスの内容 | 訪問系 | 給付 |
|------------------|---|-----|------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 | 訪問系 | 介護給付 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介助・外出時の移動支援などを総合的に行います。 | | |
| 同行援護 | 視覚障がい者に対し、移動時及び外出先で必要な情報の提供や支援(代筆等)を行います。 | | |
| 行動援護 | 知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。 | | |
| 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 | | |

| サービス名 | 施設・サービスの内容 | | 給付 | |
|---------------------|--|----------|------|-------|
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事等の介護サービスを行います。 | 日中活動系 | 介護給付 | |
| 療養介護 | 長期入院による医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練・療養用の管理・看護・介護及び日常生活上のサービスを提供します。 | | | |
| 生活介護 | 常時介護等の支援が必要な人に、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 | | | |
| 施設入所支援 | 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 | 施設系 | | |
| 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。 | 居住支援系 | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 | | | |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。 | | | |
| 就労移行支援 | 一般就労を希望する人に、一定期間、生産活動等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等を行います。 | 訓練系・就労系 | | 訓練等給付 |
| 就労継続支援 (A型・B型) | 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | | | |
| 就労定着支援 | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。 | | | |
| 福祉ホーム | 住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。 | 地域生活支援事業 | | |
| 地域活動支援センター | 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行います。 | | | |

* 従来の共同生活介護(ケアホーム)は、平成26年4月から共同生活援助(グループホーム)と一元化されました。

3. 児童関係

| 施設・サービス名 | 施設・サービスの内容 |
|----------------|--|
| 乳児院 | 保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児(おおむね2歳未満)を受け入れて養育を行います。 |
| 児童養護施設・自立援助ホーム | 親の離婚や病気、または不適切な養育を受けているなどの事情により、家庭で生活することが困難な児童(2歳～18歳)を養護する施設です。自立援助ホームでは、児童養護施設等を退所したり、様々な事情で家庭で生活することができない青少年(15歳～20歳)を対象として、生活の場を提供し、自立に向けた相談・援助を行います。 |
| 児童自立支援施設 | 不良行為をしたり、またはするおそれのある子どもや家庭環境その他の理由により生活指導を要する子どもを入所または通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。 |
| 保育所 | 保護者の仕事・病気などで日中の保育ができない場合、認定を受けた就学前の子どもを保育する施設です。 |
| 認定こども園 | 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」など多様なタイプがあります。 |
| 放課後児童クラブ | 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後や長期休暇時に小学校の余裕教室や専門施設などで過ごすことができる取り組みです。 |
| 児童館 | 児童に遊びを与えて、その健康を増進し、情操豊かにするための児童厚生施設です。 |
| 障害児入所施設 | 障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」と、「医療型」があります。 |
| 児童発達支援センター | 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 |

4. その他の福祉関係施設等

| 施設・サービス名 | 施設・サービスの内容 |
|------------|--|
| 母子生活支援施設 | 配偶者のいない女子やこれに準ずる事情にある女子とその人が養育すべき児童(18歳未満)と一緒に利用する施設です。状況に応じて相談等、自立に向けての生活支援を行います。 |
| 救護施設(生活保護) | 心身に障害があり、日常生活を営むことが困難な場合に入所する施設で、生活の援助・自立のための支援を行います。 |
| 社会福祉協議会 | 地域福祉活動の中核となる民間団体で、地域福祉計画の立案や調査、研究、広報を行います。生活や福祉に関する相談も行い、地域福祉の推進に努めています。 |



福祉の仕事



相談・援助・調整の仕事

- 生活相談員
- 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- サービス提供責任者
- サービス管理責任者
- 相談支援専門員
- 支援員
- 児童指導員 ● 母子支援員
- 児童発達支援管理責任者
- 医療ソーシャルワーカー
- 精神科ソーシャルワーカー
- 心理職



介護の仕事

- 介護職員
- 訪問介護員
(ホームヘルパー)



保育の仕事

- 保育士
- 児童厚生員
- 子育て支援員
- 放課後児童支援員



保健・医療の仕事

- 看護師
- 保健師



リハビリテーションの仕事

- 理学療法士 ● 作業療法士
- 言語聴覚士 ● 視能訓練士
- 義肢装具士



栄養・調理の仕事

- 栄養士
- 管理栄養士
- 調理員



運営・管理の仕事

- 施設長
- 事務員



行政の相談所の職員

- 福祉事務所の職員
- 児童相談所の職員
- 身体・知的障がい者
更生相談所の職員
- 婦人相談所の職員



市町村社会福祉協議会の職員

- 福祉活動専門員
- 在宅福祉サービスの
介護職員・相談援助職員
- 事務職員



介護の仕事

高齢者や障がいのある方の生活をサポートする

病気や障がいがあり日常生活を送るのが難しい方の支援を、専門知識・技術を活かして行い、利用者の自立をサポートする仕事です。食事・排せつ・入浴・着替えや移動など心身の状況に応じて日常生活を支援すると共に、高齢者や障がいのある方一人ひとりの話をよく聞いて安心も届けます。精神的なケアも行います。また、利用者の家族の相談に乗ったり、介護の技術的な指導やアドバイスも行います。

職種紹介

社会福祉施設や病院の介護職 (介護職員、介助員)

高齢者や障がいのある方が生活したり、通ったりする社会福祉施設や病院で介護をする仕事です。施設では生活全般のサポートや、行事やレクリエーションなどを行います。

主な活躍の場

一部の公立施設を除き、社会福祉法人や医療法人、民間企業

必要な資格

介護職として働くうえで、特定資格の保有を義務付ける法律などは現在ありません。しかし、介護のエキスパートとして働くためには、介護福祉士などの資格を保有することが求められます。

- 介護職員初任者研修
- 実務者研修
- 介護福祉士

訪問介護員(ホームヘルパー)

高齢者や障がいのある方の家庭を訪問して、介護サービスを提供する仕事です。仕事には、身体介護のほか、食事の準備、洗濯、掃除、買物などを手伝う家事援助などの生活支援サービスもあり、日常生活すべてを支援するのが、ホームヘルパーの特徴です。

主な活躍の場

訪問介護事業所、居宅介護事業所

必要な資格

- 介護職員初任者研修
- 実務者研修
- 介護福祉士



保育の仕事

保護者と共に子ども達を守り、育てる子育てのパートナー

子ども達が健やかに成長するよう、守り育てる「保育士」という職業があります。保育士は、保護者と一緒に、子ども達が生活習慣を学び、身につけられるように養護と教育を行います。保育士の他にも、児童館などで音楽や図工の会といったイベントなどを行い、遊びを通じて子ども達の成長を支援する児童厚生員という職業もあります。どちらも子ども達を支援するだけでなく、保護者に対して子育てに関するアドバイスや指導を行います。

職種紹介

保育士

他の子ども達と関わることで食事やトイレ・睡眠などの生活習慣を身につけさせたり、遊びを通して集団生活を身につけるサポートをしたりします。

主な活躍の場

保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設

必要な資格

○ 保育士

放課後児童支援員

市町村が設置する放課後児童クラブにおいて、子どもが安心して過ごせる生活の場を与え、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように支援を行います。保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することや、学校等との関係機関と連携することも必要です。

主な活躍の場

放課後児童クラブ

必要な資格 ○ 放課後児童支援員

子育て支援員

保育所、小規模保育、一時預かりなどで、保育士をサポートする保育補助の仕事を行います。保育や子育て支援などの仕事に関心を持ち、一定の研修を受講することで、子育て支援員の資格が取得できます。年齢制限もありません。

主な活躍の場

保育所、小規模保育(保育ママ)、一時預かり施設、地域子育て支援拠点 など

必要な資格 ○ 子育て支援員

児童厚生員

(児童の遊びを指導する者)

「児童の遊びを指導する者」は、児童館等で遊びを中心とした指導を行い、地域の子ども達が健やかに育つよう、サポートする仕事です。施設でレクリエーションを行うほか、児童館を利用する子どもが地域住民と交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりを行っています。

主な活躍の場

児童館

必要な資格 ○ 保育士 ○ 社会福祉士
○ 幼小中高の教員免許など



相談・援助・調整の仕事

一人ひとりの悩みを聞き、課題解決に向けて計画をつくり実行する

福祉に関する悩みを持った高齢者や障がいのある方、病気がある方、子どもやその家族などの相談にのって、相談者と一緒に考えたり、アドバイスをしたりする仕事です。高齢者を支援する場合には、どのような介護サービスの利用が必要かケアプランを立てたり、必要なサービスや施設の情報を紹介したりします。また介護についてアドバイスをしたり、サービス利用者とサービス提供者との間に入り調整を行います。働く施設や相談者によって仕事の範囲や、職種名は異なります。詳しくは、各職種の項目で紹介します。

職種紹介

生活相談員

高齢者が利用する福祉施設で相談や援助を行う仕事です。利用者や家族との相談を通して、施設への入退所の手続きや、施設内でのサービス利用についての相談も受けます。社会福祉士の資格や社会福祉主事任用資格を持っていると就職に有利です。

主な活躍の場

介護老人福祉施設、通所介護事業所、
居宅介護事業所 など

必要な資格

- 社会福祉士
- 社会福祉主事任用資格

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

高齢者やその家族をサポートする制度として「介護保険」があります。介護支援専門員は、この介護保険によるサービスを必要とする高齢者一人ひとりに合ったケアプラン(介護支援計画)を立て、実際にサービスを行う施設や事業所との連絡・調整などを行います。

主な活躍の場

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、
介護保険施設 など

必要な資格

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)

サービス提供責任者

介護支援専門員等との連絡調整など、おもにコーディネート業務を行います。ケアプランに基づいた介護支援計画書を作成し、利用者や家族への説明、内容について同意を得ることや、訪問介護サービスにともなう業務、ヘルパー(介護員)の指導や育成を行う仕事です。訪問介護事業所には配置が義務付けられています。

主な活躍の場

訪問介護事業所

必要な資格

- 介護福祉士
- 実務者研修など

相談支援専門員

障がい者(児)等の相談に応じ、助言や連絡調整等・支援を行う他、サービス利用計画・作成を行う仕事です。実務経験や研修を修了するなど、資格要件があります。

主な活躍の場

指定相談支援事業所 など

必要な資格

- 相談支援専門員

サービス管理責任者

所定の障がい福祉サービスに係るサービス管理を行う者を言います。具体的には、利用者の個別支援計画書の策定・評価、サービス提供のプロセス全体を管理する仕事です。実務経験や研修を修了するなど、資格要件があります。

主な活躍の場

障がい者・各種サービスなど

必要な資格

- サービス管理責任者

支援員

障がい者施設において、作業活動や日常生活の支援を行います。食事・入浴・排泄等の介護や支援、身体機能や生活能力向上、希望や適正に合わせて作業活動や創作活動等の支援を行います。

主な活躍の場

障害者支援施設
生活介護施設
就労継続支援(A型・B型)施設など

必要な資格

特別な資格制度はありません。

児童指導員

社会的な養育が必要な子ども、母子家庭の親子、障がいのある子どもが生活する施設でサポートを行う仕事です。子どもが健やかに育つよう指導・育成計画を立て実行したり、学校や親との連絡・調整を行います。毎日の生活はもちろん、スポーツ、勉強などを通じて、子ども達が生活や社会のルールやマナーを身につけるお手伝いもします。

主な活躍の場

児童発達支援センター
児童養護施設、乳児院
放課後等デイサービス など

必要な資格

- 児童指導員任用資格

児童発達支援管理責任者

児童を対象とした障がい福祉サービス管理を行う者を言います。具体的には、利用者・保護者に対するアセスメントの作成、個別支援計画の策定・評価、支援サービスに関わる担当者との連絡調整など、サービス提供のプロセス全体を管理し、保護者からの相談に対応する仕事です。実務経験や研修を修了するなど、資格要件があります。

主な活躍の場

放課後等デイサービス など

必要な資格

- 児童発達支援管理責任者

母子支援員

母子家庭となった親子の生活を支援する施設で、母親と子ども両方の自立のお手伝いをする仕事です。仕事と子育ての両立に関する相談やアドバイスを行います。母子の生活を尊重しながら、それぞれの状況に合わせて支援を行います。また、福祉事務所や児童家庭支援センター、公共職業安定所、学校、児童相談所などと連携しながら仕事を進めていきます。

主な活躍の場

母子生活支援施設

必要な資格

- 保育士など

医療ソーシャルワーカー 精神科ソーシャルワーカー

患者やその家族が抱える課題についての相談を行い、療養に専念できる環境づくりを行う仕事です。病院の場合、主な仕事は経済的問題の解決に向けた相談援助、入退院のサポートや手続き、入院中のトラブルへの対応、退院後の復帰のお手伝いなどがあります。

主な活躍の場

一般の病院、精神病院、
保健所、障害者福祉施設

必要な資格

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士

心理職

面接や観察、心理テストなどを通じて課題を把握し、カウンセリングなど相談者（クライアント）が自分自身で心の健康を取り戻すための援助をしていきます。

主な活躍の場

行政の相談所

必要な資格

- 公認心理師
 - 臨床心理士
- （※施設によっては必要）





保健・医療の仕事

からだやこころの悩みの回復をお手伝いする

看護師などの看護職員は日常の健康管理を中心とした保健面・医療面に加えて、精神面、機能面、衛生面の専門家として、利用者の命を預かる立場にあります。利用者の中には慢性的疾病を抱えていたり、障がいが重度化・重複化している方もいます。こうした利用者の日常の健康管理を中心に、快適な生活のためのサポートを行うのが主な仕事です。利用者の健康の変化を把握し、異変があれば早期に対応したり、健康上の相談にのり適宜助言を行います。

職種紹介

看護職

福祉分野での看護職の仕事は、医療的なケアはもちろん、利用者の毎日の生活をバックアップしていくことが大切になります。そのため、看護職として医療、看護の知識や技術をもとに、福祉施設や在宅の利用者、そしてその家族が健康管理をできるようアドバイスしたり、医師や介護職など他の専門職と協力して利用者をサポートすることが大切です。

主な活躍の場

訪問看護事業所、福祉施設

必要な資格

○ 保健師・助産師・看護師・准看護師

保健師

地域住民が健康ですこやかに暮らせるように必要な保健に関する相談や指導等を行います。保健師は、主に都道府県・市町村などの保健所、保健センター等で保健行政に従事する行政保健師と、企業の産業保健スタッフとして勤務する産業保健師、学校等で学生と教職員の心身の健康保持に努める学校保健師(養護教諭)の3つに大別されます。

主な活躍の場

保健所
市町村保健センター
地域包括支援センター

必要な資格

○ 保健師



リハビリテーション の仕事

こころとからだの機能回復を通して社会復帰をサポート

リハビリテーションとは、病気やけがによって起こったからだの障がいを可能な限り回復させ、本人の力を最大限に高めて、地域や家庭で自立した日常生活が送れるようにサポートすることです。リハビリテーションの仕事には、対象者の障がいの種類や場所によって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士があります。いずれの仕事も対象者の情報をしっかり理解し、訓練や指導を行うことが大切です。

職種紹介

理学療法士、作業療法士

理学療法士は、からだの機能に障がいのある方に対して、主に身体の「運動」を通じて筋力の増強や関節の動きをスムーズにするなど運動機能を回復させる運動療法や、マッサージ・電気治療などの物理療法を行います。

作業療法士は、心身に障がいのある方に工作や手芸・家事などの「作業」を通じて、身体機能の回復や維持・予防を図ります。

主な活躍の場

医療機関、福祉施設、リハビリテーションセンター等

必要な資格

- 理学療法士
- 作業療法士

言語聴覚士

言語聴覚士は、失語症や難聴などの言語や聴覚に障がいがあったり、食べ物を飲み込むことが難しい人に対し、専門的な訓練・検査・指導・アドバイスをを行います。

主な活躍の場

医療機関、福祉施設、リハビリテーションセンター等

必要な資格

- 言語聴覚士

視能訓練士

視能訓練士は、斜視や弱視など見る機能に障がいがある方の検査を行って治療に必要なデータを伝えたり、見る機能を回復するための矯正訓練などを行います。

主な活躍の場

医療機関、保健所、学校

必要な資格

○ 視能訓練士

義肢装具士

病気や事故などで手や足などを失った人のために、それらの機能を補う義肢や、身体のどこかが障がいによって機能しなくなった場合、その回復をさせたり、補ったりするための装具をつくります。例えば足の場合、その方が装着する場所のサイズを測り、型を取り、部品を組み立て、使用テストをして仕上げというのが仕事の流れです。

主な活躍の場

民間の義肢製作会社

必要な資格

○ 義肢装具士



栄養・調理の仕事

食事を通して健康で豊かな生活をサポートする

人が健康に生きていくうえで欠かせない「食事」にかかわる仕事です。そのため、高齢者や子ども、障がいのある方など対象にかかわらず、ほぼすべての社会福祉施設に栄養士や調理員などのスタッフが活躍しています。食事を通して、利用者の健康維持や増進、病気の予防や治療のサポートをします。

職種紹介

栄養士・管理栄養士

栄養士は、福祉施設、病院などで利用者にあわせた栄養バランスや、飲み込みやすさといった調理法を考えた食事の献立を作るほか、食材の発注・調理・予算管理・調理員へのアドバイス・調理施設の衛生管理などを行う仕事です。管理栄養士は栄養管理に関するより高い知識、技術が求められ、医師その他の職種と連携し、利用者の栄養や食生活の改善やアドバイスなどを行います。

主な活躍の場

高齢者や障がいのある方が利用する福祉施設、児童養護施設 など

必要な資格

- 栄養士、管理栄養士

調理員

栄養士がつくった献立にもとづき、実際の食事をつくります。一度に大量の食事をつくることもあるため、材料の仕込みや味付け、大型の調理器具の使用方法などの知識や技術が求められます。また、食事をする人の年齢や状態に合わせ、見た目はもちろん食べやすいように調理方法の工夫も行います。食事を通して利用者に楽しみを提供できる仕事です。

主な活躍の場

高齢者や障がいのある方が利用する福祉施設、児童養護施設 など

必要な資格

- 調理師
(※必須ではないが持っているとう利)



運営・管理の仕事

施設をまとめ運営・管理していく縁の下のちからもち

福祉のサービスを必要としている人が、社会福祉施設を便利に気持ちよく利用できるように、施設で働く人をリードしたり、お金や設備などを管理する仕事です。仕事には、施設のリーダー役である「施設長」、事務作業を行い施設の運営を支える「事務員」のほか、清掃や利用者の送り迎えを担当する運転手などたくさんの職種があります。

職種紹介

施設長

施設長は、その名のとおり長として責任をもち、福祉施設の運営・管理をする仕事です。施設の目標を決め、その達成に向けてサービスの見直しやお金・働く人の管理、自治体の福祉担当者・提携する病院などとの連絡や話し合いを行います。施設の進む方向を定め、みんなの先頭に立って引っばっていく、いわば、施設のかじとり役です。

主な活躍の場

福祉施設

必要な資格

施設長になるには、各施設の種別に任用基準が定められています。任用基準に合致し、福祉現場で経験を積んだベテラン層から任用されることが多いため、まずは福祉の仕事などにつき、経験を積みましょう。

事務員

施設を運営していくために必要な事務作業を行う仕事です。主な仕事には、お金にかかわる「経理」とその他のあらゆる作業を行う「庶務」があります。経理は、介護報酬や運営費の請求や収入と支出の管理、職員の給料の管理や支払いを、庶務は、書類をつかって送ったり、まとめたり、あるいは施設内の設備の管理などを行っています。

主な活躍の場

福祉施設

必要な資格

資格は特に定められていませんが、仕事に必要なパソコン操作や簿記の技術を身につけておくことが就職に有利です。



行政の相談所の職員

福祉の相談窓口として地域の人々のくらしをサポートする

行政の相談所とは、国や地方自治体が行う社会福祉サービスの相談機関のことです。職員は、地域で保護や支援を必要とする人々の相談を受け、問題解決のサポートをします。対応できる内容は相談所の種類によって異なりますが、高齢者や子ども、障がいのある方、生活に困っている方やひとり親家庭の人などの相談・支援を行う仕事です。窓口での対応以外にも相談者の家庭を訪問することもあります。その人に必要なサービスや施設の紹介・入所の手続き、生活保護の実施、また福祉施設との連絡・調整などを行います。

職種紹介

福祉事務所の職員

福祉事務所は、市などに置かれる社会福祉サービスについての総合相談窓口です。ここで働く職員はケースワーカーと呼ばれ、生活に困っている人、高齢者、子ども、母子、障がいのある方など、社会生活の中で困難を抱えている人の相談に応じるほか、分野によってはサービス利用開始の決定、調整などを行います。

児童相談所の職員

児童相談所は、原則として18歳未満の児童福祉についての相談を受ける専門機関です。福祉事務所・児童福祉施設・学校などと協力し、児童福祉に関する様々な課題に対応します。たとえば非行、不登校や虐待を受けるなど適切な養育が受けられない子どもについての相談などがあります。

身体・知的障がい者更生相談所の職員

都道府県や政令都市に1つずつ置かれる相談所で、障がいのある方本人や家族からの相談を受けます。障がいの状態を判断し、アドバイスや施設に入所するための調整を行って、障がいのある方が地域で豊かな生活を送れるよう、サポートを行います。

婦人相談所の職員

婦人相談所は、暴力や家庭内の問題など生活する上で課題をかかえる女性をサポートする機関で、主に都道府県に1つずつ設置されています。相談内容にもとづき女性を一時的に保護したり、必要なサービスや施設・仕事の紹介などを行います。



市町村 社会福祉協議会の職員

みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的に、地域の住民組織、公私の社会福祉関係者や保健・医療・教育機関、ボランティア団体や行政が参加・協力する組織です。地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。活動には、福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や市民活動の支援などがあり、職員はこうしたさまざまな事業を行う職種で構成されています。

職種紹介

福祉活動専門員、 ボランティアコーディネーター 地域福祉担当職員

「福祉のまちづくり」を進めていく専門職員です。地域の人々からのさまざまな相談や、調査活動によって地域の問題を把握し、その解決に向けて住民と協力し宣伝活動やボランティア活動、また新しい福祉活動の企画・実施などを行います。

必要な資格

特に必要ありませんが社会福祉士などの専門資格を要件とする社会福祉協議会が多いようです。

事務職員

社会福祉協議会を運営していくための、経理や事務作業を行う仕事です。法人の経営や事業の企画、マネジメントなど組織に不可欠な役割となっています。仕事に就くための資格は特に定められていませんが、簿記やパソコン操作などの技術を身につけておくと良いでしょう。

在宅福祉サービスの介護 職員や相談援助職員

高齢者や障がいのある方の家庭を訪問して福祉サービスを提供したり、相談支援を行う仕事です。社会福祉協議会が運営するホームヘルプサービスや入浴サービス・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などが活躍の場となります。

必要な資格

訪問介護員(ホームヘルパー)に必要な資格

- 介護職員初任者研修
- 実務者研修
- 介護福祉士

相談員(ソーシャルワーカー)に必要な資格

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 社会福祉主事任用資格

看護職に必要な資格

- 看護師
- 保健師 など

福祉関連の主な資格



介護の仕事

- 介護職員初任者研修
- 生活援助従事者研修
- 実務者研修
- 介護福祉士

相談・援助・調整の仕事

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 社会福祉主事任用資格
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- サービス提供責任者
- 相談支援専門員
- サービス管理責任者
- 児童指導員任用資格
- 児童発達支援管理責任者
- 公認心理師
- 臨床心理士

保育の仕事

- 保育士

保健・医療の仕事

- 看護師
- 准看護師

リハビリテーションの仕事

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 視能訓練士
- 義肢装具士

栄養・調理の仕事

- 栄養士
- 管理栄養士
- 調理師

行政の相談所の仕事

- 公認心理士
- 臨床心理士
- 社会福祉主事任用資格

市町村社会福祉協議会の仕事

- 社会福祉士
- 社会福祉主事任用資格

資格の種類

福祉関係の資格にも、国家資格、公的資格、民間資格など様々なものがあります。

施設・事業所の種類や職種によっては必ず資格が必要な場合もありますが、資格が必須条件ではない場合もあります。ご自身が希望する分野や職種の採用状況を十分に確認した上で、資格の取得を検討してください。

なお、資格試験を受験したり、養成研修を受講する場合は、受験・受講資格等について、必ず実施機関にご確認ください。

国家資格

法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格です。試験等により、個人の知識や技術が一定の水準以上に達していることを国によって認定されます。取得は困難ですが、国から職業的な地位を保障され、社会的な信用度も高い資格です。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士、栄養士・管理栄養士、看護師、保健師などがあります。

公的資格

国家資格と民間資格の中間に位置付けられ、民間団体や公益法人が実施し官庁や大臣が認定する資格です。民間団体の主催ですが、信用度や知名度の高い資格が数多くあります。資格を取得することで公的に通用し、一定レベルの能力があることを保証することができます。

介護職員初任者研修・実務者研修、介護支援専門員(ケアマネジャー)、手話通訳士、点字技能検定、福祉住環境コーディネーターなどがあります。

民間資格

民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格です。国家資格や公的資格と同様に知識や技能があるものとして広く認知されている資格もある一方、法律によって制度化されていないので、資格の有効度などの言葉を巧みに利用した商法も数多く存在するので注意が必要です。

サービス介助士(ケアフィッター)、手話技能検定、介護予防運動スペシャリスト、医療福祉環境アドバイザー、臨床心理士、医療事務、介護事務管理士などがあります。

任用資格とは…………… 公務員として採用された後で、特定の業務に任用されるときに必要となる資格です。任用されて初めてその資格を名乗ることができます。

社会福祉主事、児童福祉司などがあります。

※資格や学校につきましては、移行期のものもあります。

試験日や試験内容等詳細につきましては、各ページの問合せ先までご確認ください。

介護職員初任者研修

● 介護職員初任者研修とは

在宅・施設を問わず、介護職員として働くうえで基本となる知識・技術を習得する研修です。「訪問介護員(ホームヘルパー)2級」から移行され、平成25年度からスタートしました。

なお、「訪問介護員(ホームヘルパー)2級」を取得されている場合には、介護職員初任者研修修了者として、訪問介護などの業務に従事できます。

取得方法

大分県の指定を受けている事業者が研修を開催しています。132時間のカリキュラムを修了後、修了証明書が発行されます。研修の実施形態には、「通学」と「通信」があります。

県内の研修事業者

受講に当たっては、研修の実施形態、受講時期、受講期間、会場、受講料などが実施団体によって異なりますので、ご確認ください。

(R5.3現在)

| | | |
|---------------------------------|---|------------------|
| (株)ニチイ学館 大分支店 | 〒870-0026 大分市金池町2-6-15 EME大分駅前ビル6F 〒874-8558 別府市北浜2-9-1 トキハ別府店4F | TEL.097-514-3339 |
| (社福) 暁谷福祉会 | 〒879-1502 速見郡日出町大字藤原5708-3 | TEL.0977-72-8336 |
| 中津総合ケアセンター いずみの園研修センター | 〒871-0162 中津市永添2744 | TEL.0979-23-1616 |
| 日田園介護職員初任者研修事業所 | 〒877-0061 日田市石井字池ノ瀬271番地2 | TEL.0973-23-3535 |
| 悠優学館 | 〒882-0824 宇佐市安心院町木裳字門田364-1 | TEL.0978-44-2090 |
| (社医) 小寺会 佐伯中央病院 | 〒876-0851 佐伯市常盤東町6-30 | TEL.0972-22-8846 |
| (株) GARYU ケアサポート学院 大分校 | 〒870-0127 大分市森町598-3 ライトハウス2F | TEL.097-547-8341 |
| (公財) 人材育成振興財団 ヒューマンケアスクール 大分 | 〒870-0026 大分市金池町2丁目14-23 セイユウビル | TEL.097-529-7277 |
| (株) ティ・エス・ケー 大分校 | 〒870-0839 大分市金池南1丁目6-8 朝来野学園ビル | TEL.097-574-8265 |
| 福祉の学び舎アップワン | 〒870-0021 大分市府内町1-6-29 中央ビル2F | TEL.097-547-7466 |

【問合せ先】 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班
TEL.097-506-2785 FAX.097-506-1737

生活援助従事者研修

● 生活援助従事者研修とは

在宅・施設を問わず、介護職員として働くうえで基本となる業務のうち生活援助に関する知識と技術を習得する研修です。

本研修を修了することにより、生活援助中心型サービスに従事できるようになります。

人材の裾野を広げて担い手を確保することを目的として、従来の介護職員初任者研修に加えて、平成30年度から新設されました。

取得方法

県の指定機関で61時間のカリキュラム修了後、修了証明書が発行されます。研修の実施形態には「通学」と「通信」があります。

県内の研修事業者

受講に当たっては、研修の実施形態、受講時期、受講期間、会場、受講料などが実施団体によって異なりますので、ご確認ください。

| | | |
|--------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 企業組合労協センター事業団 日田地域福祉事業所 虹の家 | 〒877-0071 日田市玉川町3丁目1479-3 | TEL.0973-25-5011 |
| 福祉の学び舎アップワン | 〒870-0021 大分市府内1-6-29 府内中央ビル2F | TEL.097-547-7466 |
| (社福)竹田市社会福祉協議会 | 〒878-0011 竹田市大字会々1650番地 | TEL.0974-63-1544 |

【問合せ先】 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班
TEL.097-506-2785 FAX.097-506-1737

実務者研修

● 実務者研修とは

介護福祉士養成施設(2年以上の養成課程)の到達目標と同等水準を目指すもので、実務経験だけでは習得できない知識・技術を中心に構成されています。

従来の「介護職員基礎研修」「ホームヘルパー1級」から移行され、平成25年度にスタートしました。

取得方法

県指定の養成機関で、450時間のカリキュラム修了後、修了証明書が発行されます。研修の実施形態には「通学」と「通信」があります。他の研修修了者が受講する場合は、過去に受講した研修の読替をすることでカリキュラムを一部免除する仕組みも用意されています。※読替の詳細は25ページ参照

その他

実務者研修修了者は、「サービス提供責任者」として活躍することができます。従来のホームヘルパー1級や介護職員基礎研修の修了者もサービス提供責任者の業務に従事することは可能ですが、別途、喀痰吸引等の研修の受講が必要です。同行援護サービス指定事業所で「サービス提供責任者」になるには、2018年4月以降「同行援護従事者養成研修」の修了が義務付けられます。

県内の養成施設

実施場所、対象者等については、各養成施設にお問い合わせください。

| | | |
|------------------------|--------------------------------------|------------------|
| ティ・エス・ケー大分校 | 〒870-0839 大分市金池南1丁目6-8 朝来野学園ビル | TEL.097-574-8265 |
| 三幸福祉カレッジ 大分校 | 〒870-0026 大分市金池町2-1-10 南日本信販ビル・6F・7F | TEL.092-737-6371 |
| ヒューマンケアスクール大分 | 〒870-0026 大分市金池町2丁目14-23 セイユウビル | TEL.097-529-7277 |
| (有)ドゥイット | 〒870-0867 大分市東野台2-1 | TEL.097-549-5214 |
| (有)ホットラインワールド | 〒870-0021 大分市府内町1-6-32 | TEL.0952-22-8995 |
| ケアサポート学院大分校 | 〒870-0127 大分市森町598-3 ライトハウス2F | TEL.097-547-8341 |
| 福祉の学び舎アップワン | 〒870-0021 大分市府内町1丁目6-29 中央ビル2階 | TEL.097-547-7466 |
| 中津総合ケアセンターいずみの園研修センター | 〒871-0162 中津市大字永添2744 | TEL.0979-23-1616 |
| 佐伯福祉学院 | 〒876-0845 佐伯市内町8-4 菊池ビル 2階・3階 | TEL.0972-20-3333 |
| (社医)帰巖会 介護福祉士実務者研修通信課程 | 〒879-7111 豊後大野市三重町市場1163番地 | TEL.0974-22-0018 |
| (有)うの福祉サービス | 〒879-1506 速見郡日出町2512番地1 | TEL.0977-76-5871 |

【問合せ先】 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班
TEL.097-506-2785 FAX.097-506-1737

喀痰吸引登録研修機関

| | | |
|------------------------|---|------------------|
| 特定非営利活動法人エイエルエス大分 | 〒870-0100 大分市明礪町1丁目2番48号 | TEL.097-544-1228 |
| 大分県教育委員会 | 〒870-0021 大分市府内町3丁目10番1号 | TEL.097-506-5563 |
| (株)ティ・エス・ケー大分校 | 〒870-0839 大分市金池南町1丁目6番8号 朝来野学園ビル | TEL.097-574-8265 |
| ドゥーイット医療的ケア研修過程 | 〒870-0867 大分市東野台2丁目1番 | TEL.097-549-5214 |
| 公益財団法人介護労働安定センター大分支部 | 〒870-0035 大分市中央町2-9-24 大樹生命大分ビル9F | TEL.097-538-1481 |
| 中津総合ケアセンターいずみの園 研修センター | 〒871-0162 中津市大字永添2744番地 | TEL.0979-23-1616 |
| 株式会社プレゼンス・メディカル | ※大分県内の施設等で実施 | TEL.0120-698-789 |
| (株)GARYU ケアサポート学院 大分校 | 〒870-0127 大分市森町598-3 ライトハウス2F | TEL.097-547-8341 |
| (有)うの福祉サービス | 〒879-1506 速見郡日出町2512番地1 | TEL.0977-76-5871 |
| DXO株式会社 | 〒870-0924 大分市牧2丁目8番18号 松ビル3F ※大分県内の施設等で実施 | TEL.03-6382-8713 |
| 福祉の学び舎アップワン | 〒870-0021 大分市府内町1丁目6番29号 府内中央ビル2F | TEL.097-547-7466 |
| 株式会社日本教育クリエイティブ福岡支社 | 〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目13番21号 天神商栄ビル7F | TEL.092-737-6371 |

【登録研修機関に関する問合せ先】 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL.097-506-2696

● 修了認定の対象となる研修と科目

地域の団体等が実施する一定の内容・質が保たれている研修を修了した場合は、実務者研修の相当する科目について、実務者養成施設で履修・習得したもの(=修了認定)とみなされ、改めて養成施設において履修する必要はありません。修了認定は科目単位で行われます。

表の見方

ヘルパー1級を修了している場合、介護過程Ⅲと医療的ケアの計95時間を受講すれば、実務者研修を修了したことになります。
同様に2級の人は計320時間を受講することになります。

| 教育内容 | 実務者研修 時間数 | 介護職員 初任者研修 | 訪問介護員研修 | | | 介護職員 基礎研修 | その他全国研修 |
|-------------------|--------------|---------------|-----------|------------|------------|--------------|----------|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 人間の尊厳と自立 | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 社会の理解Ⅰ | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 社会の理解Ⅱ | 30 | | ○ | | | ○ | |
| 介護の基本Ⅰ | 10 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 介護の基本Ⅱ | 20 | | ○ | ○ | | ○ | |
| コミュニケーション技術 | 20 | | ○ | | | ○ | |
| 生活支援技術Ⅰ | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 生活支援技術Ⅱ | 30 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 介護過程Ⅰ | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 介護過程Ⅱ | 25 | | ○ | | | ○ | |
| 介護過程Ⅲ(スクーリング) | 45 | | | | | ○ | |
| 発達と老化の理解Ⅰ | 10 | | ○ | | | ○ | |
| 発達と老化の理解Ⅱ | 20 | | ○ | | | ○ | |
| 認知症の理解Ⅰ | 10 | ○ | ○ | | | ○ | 認知症実践者研修 |
| 認知症の理解Ⅱ | 20 | | ○ | | | ○ | 認知症実践者研修 |
| 障害の理解Ⅰ | 10 | ○ | ○ | | | ○ | |
| 障害の理解Ⅱ | 20 | | ○ | | | ○ | |
| こころとからだのしくみⅠ | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| こころとからだのしくみⅡ | 60 | | ○ | | | ○ | |
| 医療的ケア | 50(※) | | | | | | |
| 実務者研修受講時間数 | 450 | 320 | 95 | 320 | 420 | 50 | 喀痰吸引等研修 |

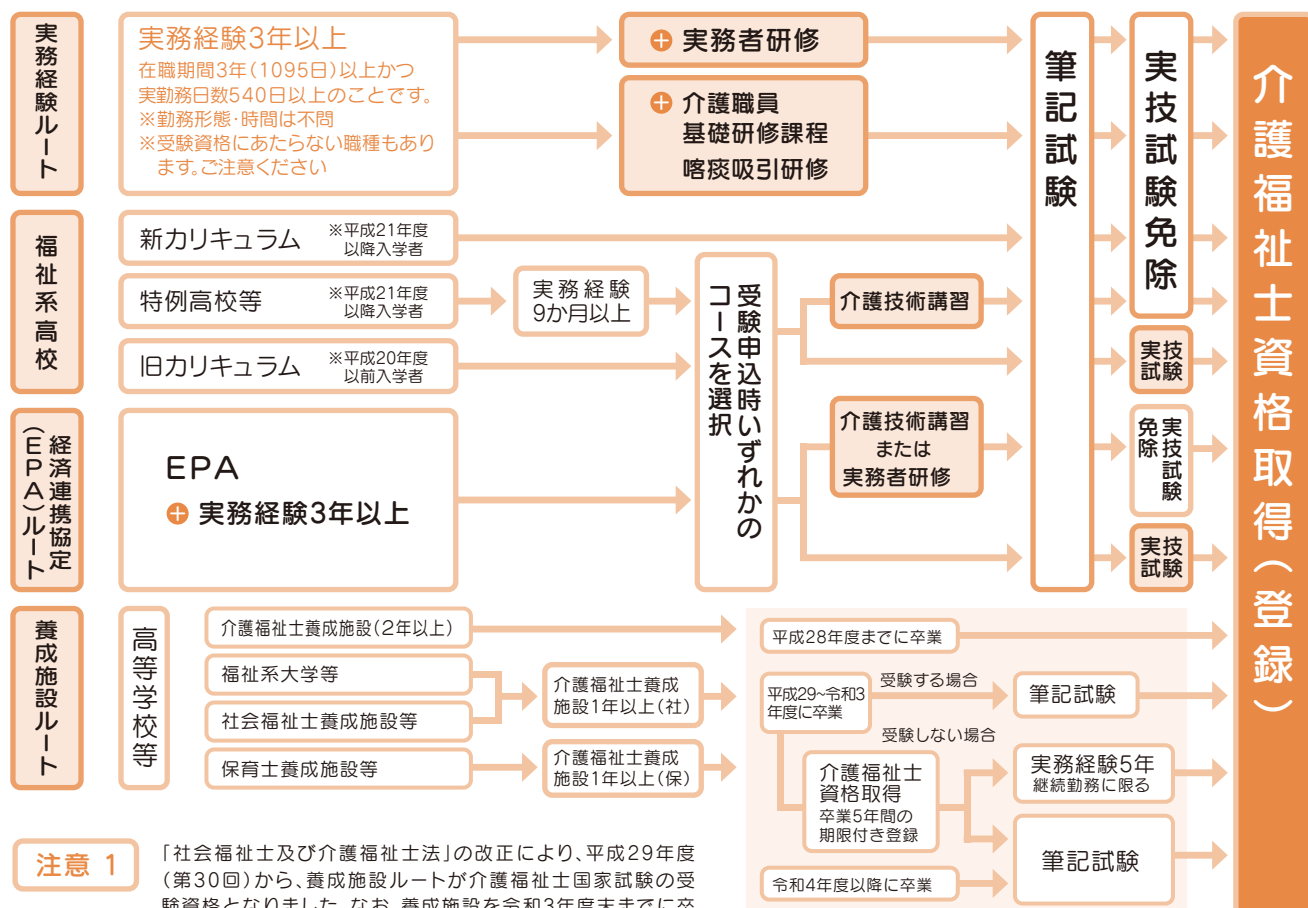
※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。(厚生労働省実務者研修認定ガイドラインより)

介護福祉士

● 介護福祉士とは

専門的な知識や技術をもって、身体上や精神上的の障がいがあることにより、日常生活を営むことに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、またその方やその介護者に対して、介護の指導を行う専門職のためのケアワーカーという職種のための国家資格です。

● 資格取得ルート図



注意 1 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度（第30回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和3年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和4年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。

注意 2 実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

注意 3 平成20年度以前に福祉系高等学校（専攻科を含む）に入学し、卒業した方、特例高等学校（専攻科を含む）を卒業し、9か月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」を修了する必要があります。「実務者研修」の修了で実技試験が免除になるのは、「実務経験ルート」と、「経済連携協定（EPA）ルート」の方のみですのでご注意ください。

県内の学校・養成施設

| | | |
|--------------------|-------------------------|------------------|
| 智泉福祉製菓専門学校 介護福祉士学科 | 〒870-0889 大分市荏隈1135 | TEL.097-549-4551 |
| 別府溝部学園短期大学 介護福祉学科 | 〒874-0021 別府市亀川中央町29-10 | TEL.0977-66-0224 |

【問合せ先】 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOS(センポス)ビル
TEL.03-3486-7521 FAX.03-3486-7527 <https://www.sssc.or.jp>

社会福祉士

● 社会福祉士とは

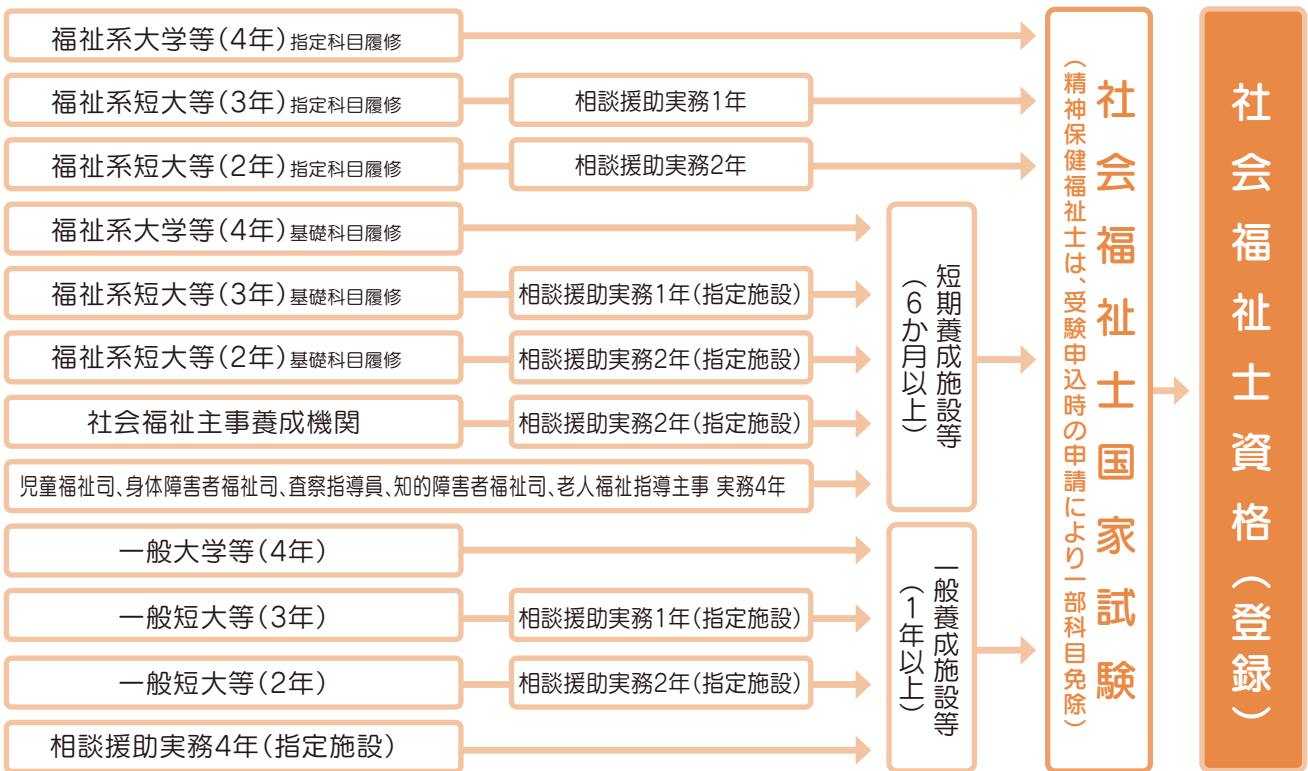
身体や精神上的の障がいあるいは環境上の理由などにより、日常生活を営むのに支障のある人や社会生活上の困難を抱えている人に対し、社会福祉に関する相談や助言、指導、その他の援助を行う専門職のための資格です。

いわゆる社会福祉の専門職であるソーシャルワーカーという職種のための国家資格です。

取得方法

福祉系大学・短大で指定科目を履修、あるいは短期養成・一般養成施設を卒業し、社会福祉士国家試験に合格した後、登録することが必要です。

● 資格取得ルート図



※短期養成施設や一般養成施設の入学に必要な学歴や相談援助実務等は各養成施設で審査・決定を行いますので、入学を希望されている養成施設へお問い合わせください。実習免除可否についても同様です。

県内の学校・養成施設

| | | |
|------------------------|-------------------------|------------------|
| 大分大学 福祉健康科学部 社会福祉実践コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7502 |
| 智泉福祉製菓専門学校 社会福祉士学科 | 〒870-0889 大分市荏隈1135 | TEL.097-549-4551 |
| 別府大学 文学部 人間関係学科 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL.0977-67-0101 |

【問合せ先】 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOS(センポス)ビル
 TEL.03-3486-7521 FAX.03-3486-7527
<https://www.sssc.or.jp>

精神保健福祉士

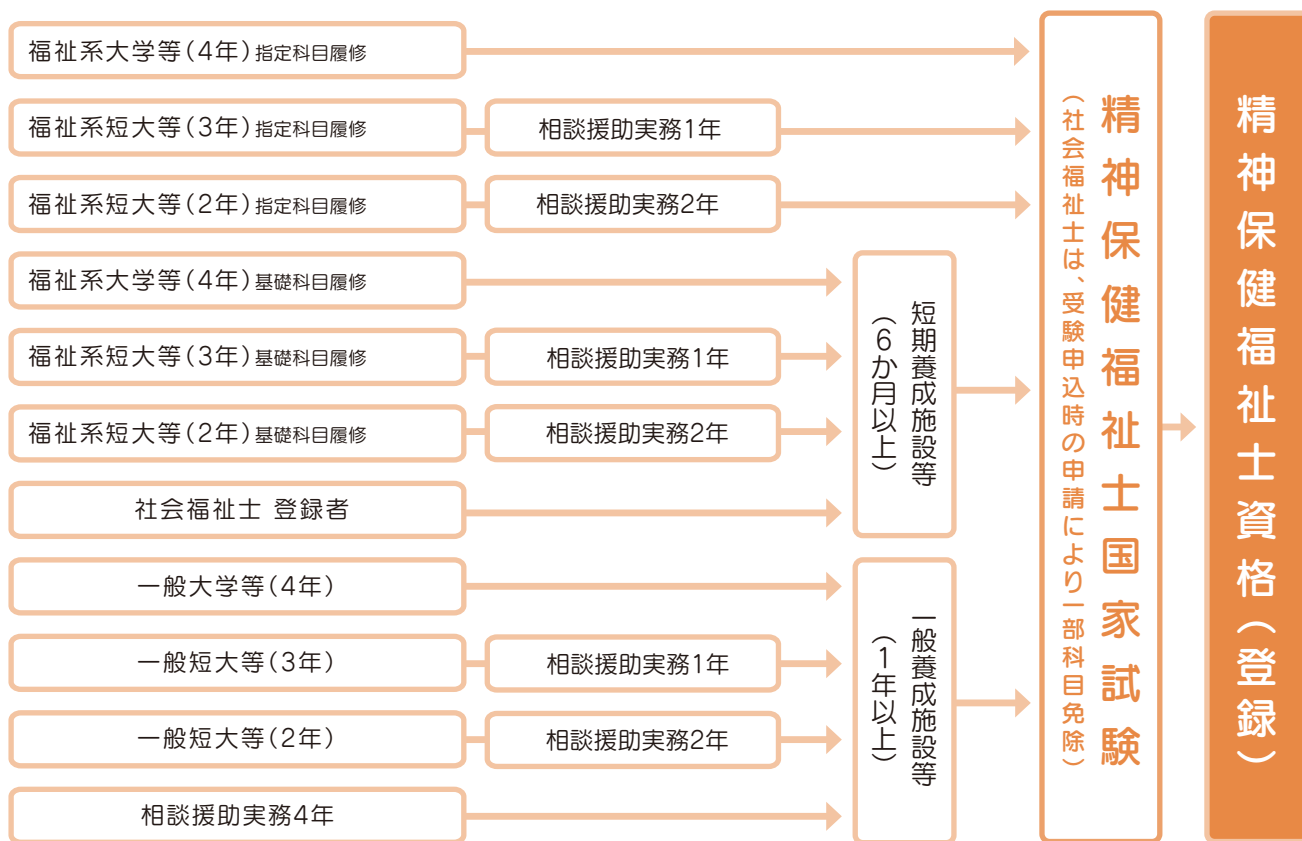
● 精神保健福祉士とは

精神障がい者の保健や福祉についての専門知識・技術に基づき、精神障がい者の社会復帰についての相談援助を行う専門職の国家資格です。

取得方法

福祉系大学・短大で指定科目を履修、あるいは短期養成・一般養成施設を卒業し、精神保健福祉国家試験に合格した後、登録することが必要です。

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成施設

| | | |
|------------------------|-------------------------|------------------|
| 大分大学 福祉健康科学部 社会福祉実践コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7502 |
| 智泉福祉製菓専門学校 精神保健福祉士学科 | 〒870-0889 大分市荏隈1135 | TEL.097-549-4551 |

【問合せ先】 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOS(センポス)ビル

TEL.03-3486-7521 FAX.03-3486-7527

<https://www.sssc.or.jp>

社会福祉主事任用資格

● 社会福祉主事任用資格とは

社会福祉法に定められている資格で、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員や社会福祉施設の生活相談員等に就いて初めてその名称を名乗ることができる「任用資格」です。

取得方法

次のいずれか1つに該当すれば、資格要件を満たしたことになります。

- ① 大学・短大等で指定科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 社会福祉士
- ③ 指定養成機関や指定講習会の課程を修了した者
公務員や社会福祉協議会、社会福祉施設等において業務に従事している者が対象の通信教育あり。
* 受講期間中、申込時の所属法人に勤務(予定)していることが条件。
受講中に申込時の所属法人を退職する予定がある方の申し込みは不可。
- ④ 上記と同等以上の能力を有するとして厚生労働省令で定めた者(精神保健福祉士ほか)

確認書類

「社会福祉主事任用資格証明書」もしくは「卒業証明書」と「成績証明書」の2点のいずれか。

● 指定科目とは

社会福祉法第19条第1項において定められている「社会福祉に関する科目」は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、3科目主事の該当可否を判断する際には、卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになります。科目名の変更は行っていますが、制度自体の変更はなく、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業されていれば該当することとなります。(科目等履修生として履修されたものは認められません。)

2000年(平成12年)3月31日以前に 卒業された方(32科目)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論・知的障害者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

2000年(平成12年)4月1日以降に卒業された方(34科目)

※12年度に大学に在籍した者は、左記の32科目でもよい。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

科目の読み替え範囲は「社会福祉法第19条第1項に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等の一部改正について」(平成25年3月28日社援発第0328第3号厚生労働省社会・援護局通知)を確認してください。大学等からの申請による「個別認定」は、大学等に確認してください。ただし、「科目の読み替え範囲」内であれば指定科目に該当します。また、大学等から申請による「個別認定」されている科目があります。

※詳細は下記にてご確認ください。

厚生労働省(社会福祉主事任用資格の取得方法)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

介護支援専門員(ケアマネジャー)

● 介護支援専門員とは

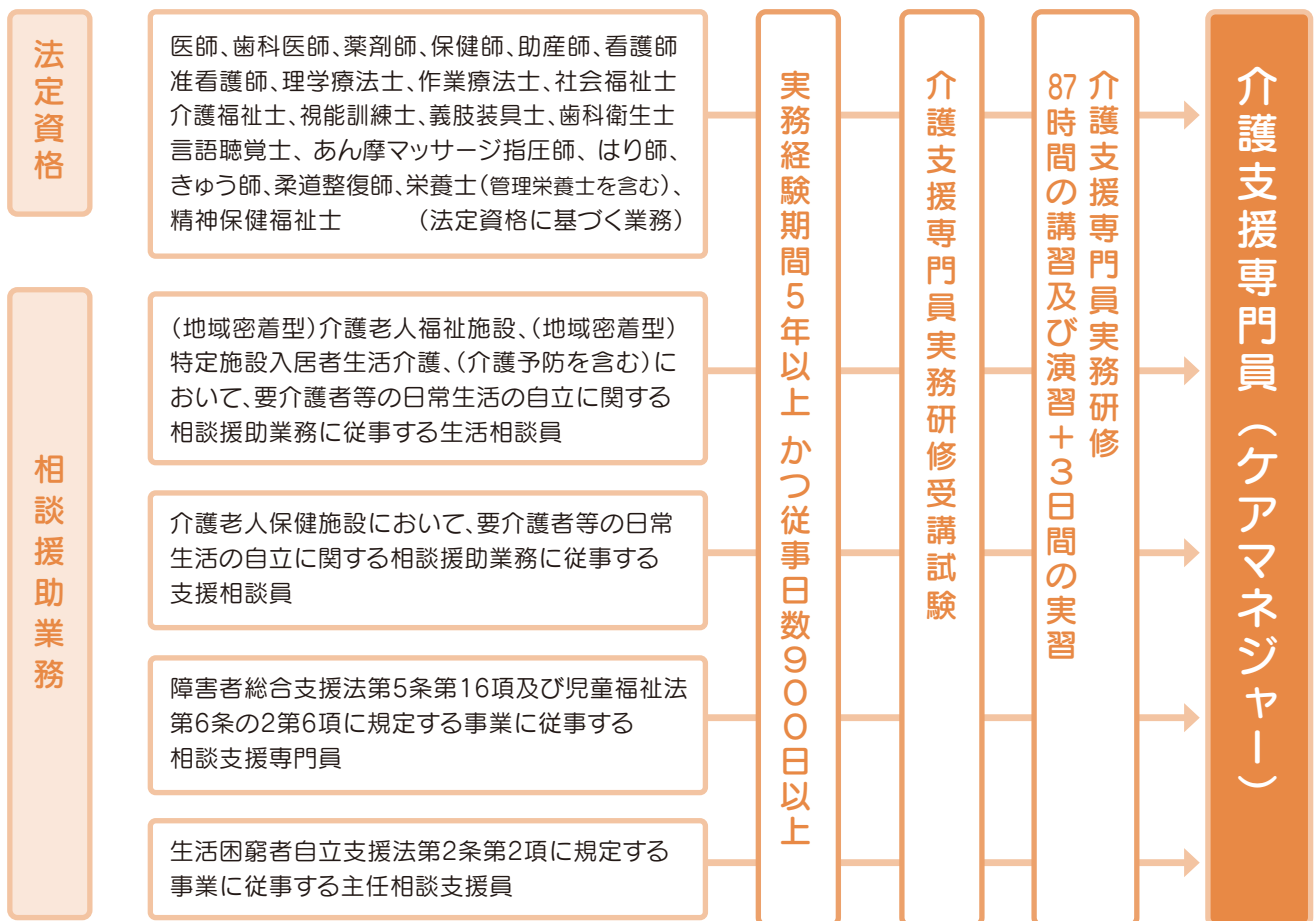
介護保険法で定められた資格で、介護・支援を必要とする人からの相談を受け、その方の状況に応じた適切な介護サービス計画を立てたり、関係機関との連絡調整を行います。また、市町村からの委託を受け、要介護認定調査も実施できる援助に関する専門的な知識・経験を有する専門職です。

取得方法

実務経験の要件を満たした上で、介護支援専門員実務研修受講試験合格後、実務研修を修了し3ヶ月以内に登録することが必要です。

※業務を行う際は、都道府県による介護支援専門員証の交付を要し、5年ごとの更新を行います。

● 資格取得ルート図



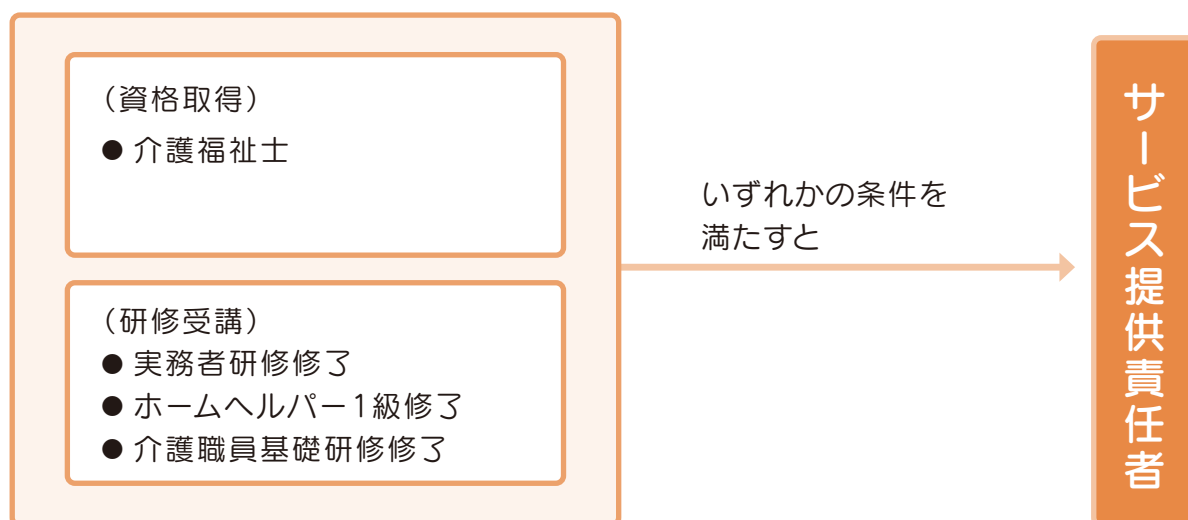
【問合せ先】 大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険推進班
TEL.097-506-2692 FAX 097-506-1737

サービス提供責任者

● サービス提供責任者とは

介護支援専門員や介護福祉士との連絡調整など、主にコーディネート業務を行います。ケアプランに基づいた介護支援計画書を作成し、利用者や家族への説明、内容について同意を得ることや、訪問介護サービスにともなう業務、ヘルパー（介護員）の指導や育成を行う仕事です。訪問介護事業所には配置が義務付けられています。

取得方法



- ※1 ホームヘルパー1級講習、介護職員基礎研修はすでに廃止されていますが、廃止前に資格を取得している方・研修を修了している方はサービス提供責任者になることができます。
- ※2 上記のサービス提供責任者の条件は、都道府県によって異なる場合があります。
- ※3 旧ホームヘルパー2級および介護職員初任者研修修了者は、平成30年度からはサービス提供責任者になることができません。

相談支援専門員

● 相談支援専門員とは

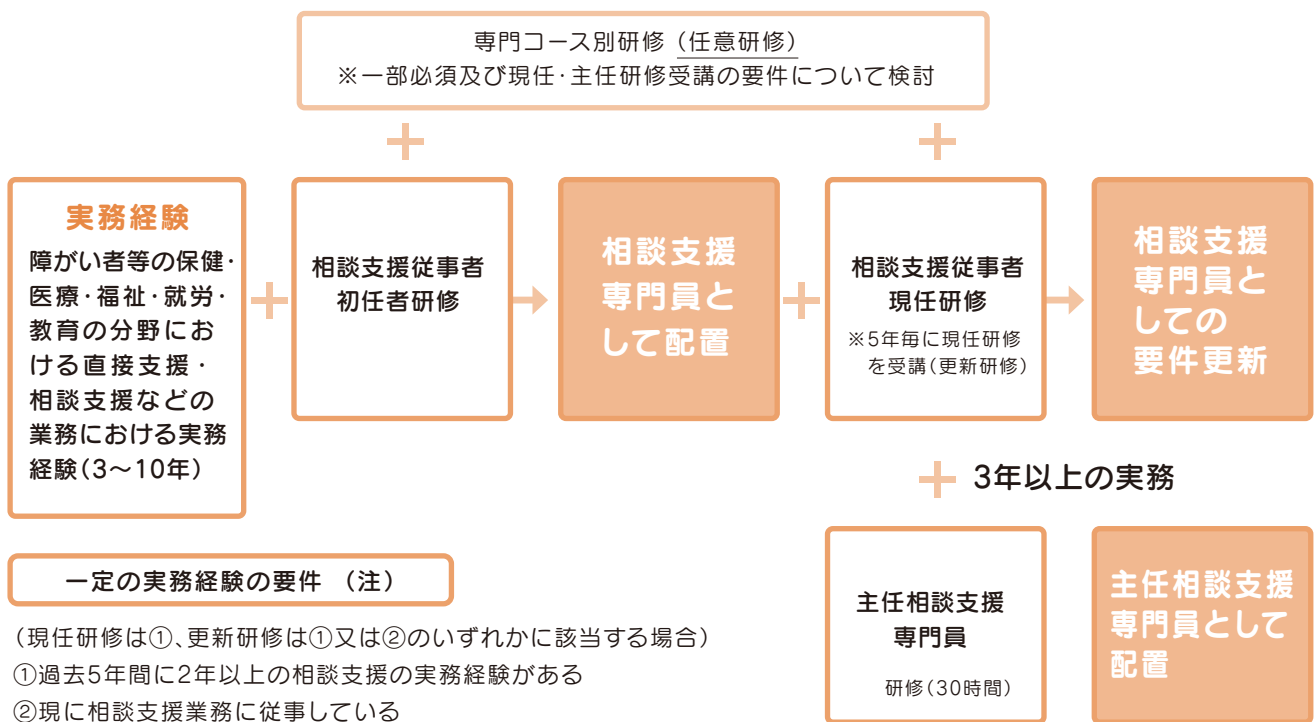
指定相談支援事業所に配置され、障がい者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成、地域移行・地域定着に向けた支援、市町村の委託による障がい者(児)の各種相談支援を行います。

取得方法

以下の全てを満たすことが必要になります。

- ①障がい者等の支援に関する実務経験
(業務内容・保有資格等によって3年～10年)があること
- ②相談支援従事者初任者研修を修了していること

● 相談支援専門員資格取得ルート図



注意 1

実務経験の年数及び種類については下記を参照。

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)

注意 2

5年ごとに現任研修を受講しなければ、資格を喪失する。

【問合せ先】 大分県福祉保健部 障害福祉課 施設支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL.097-506-2745

サービス管理責任者

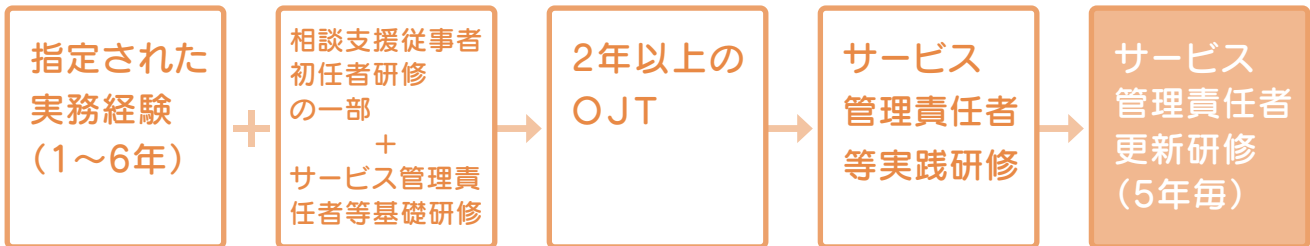
● サービス管理責任者とは

所定の障害福祉サービスに係るサービス管理を行います。具体的には、利用者の個別支援計画書の策定・評価、サービス提供のプロセス全体を管理する仕事です。

取得方法

サービス管理責任者になるためには、国が指定した障害者(児)の保健、医療、福祉、就労、教育分野における相談支援業務、直接支援業務(介護、就業支援、職業教育)での3~8年の実務経験と合計5日間の研修を受ける必要があります。(実際は、実務経験から2年引いた年数を満たしている者)。

※なお、この研修は勤務している障害福祉サービス事業所からの推薦を受け受講しますので、「介護職員初任者研修」のように就職準備のために受講できるものではありません。



※「等」は児童発達支援管理責任者を含んでいます。

※2019(令和元)年度より、児童発達支援管理責任者研修と研修カリキュラムが統一されました。

『福祉の仕事と就職活動ガイド(ふくしのしごとがわかる本)2025年版』

(東京都社会福祉協議会発行)から抜粋

【問合せ先】 大分県福祉保健部 障害福祉課 施設支援班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL.097-506-2745

児童指導員任用資格

● 児童指導員任用資格とは

児童養護施設や障がい児施設等の児童福祉施設に配置される児童指導員という職について初めて名称を名乗ることができる「任用資格」ですので、資格試験は必要ありません。資格要件を満たし、各施設の採用試験に合格する必要があります。

取得方法

次のいずれか1つに該当すれば資格要件を満たしたことになります。

- ①養成学校・施設を卒業した者
- ②社会福祉士もしくは精神保健福祉士
- ③大学(短期大学を除く)の学部(大学院)で社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科(研究科)またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ④児童福祉事業に従事した者(高卒以上2年または3年以上従事し都道府県知事が適当と認めた者)
- ⑤幼・小・中・高校の教諭免許状を有する者で、都道府県知事が認定した者

確認書類

以下のいずれかが必要になります。

- ①③④: 卒業証明書(※④の場合: 3年以上従事の場合は必要なし)
- ② : 資格証明書
- ④ : 実務経験証明書
※実務経験2年の場合: 2年以上かつ従事日数360日以上
実務経験3年の場合: 3年以上かつ従事日数540日以上
- ⑤教員免許



【問合せ先】 大分県福祉保健部 こども・家庭支援課 こども育成支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL.097-506-2707 FAX.097-506-1739

児童発達支援管理責任者

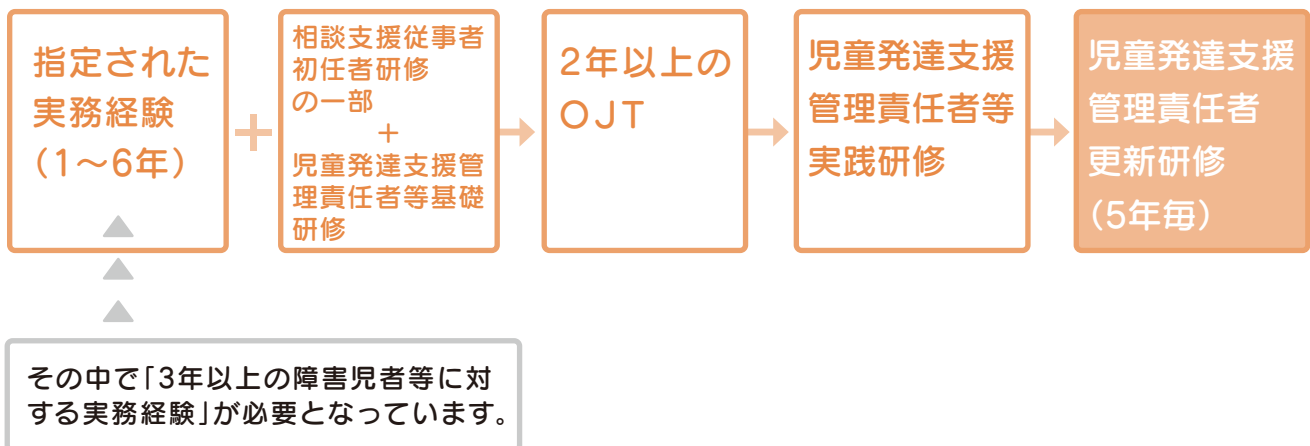
● 児童発達支援管理責任者とは

児童を対象とした障害福祉サービス管理を行います。具体的には、利用者・保護者に対するアセスメントの作成、個別支援計画の策定・評価、支援サービスに関わる担当者との連絡調整など、サービス提供のプロセス全体を管理し、保護者からの相談に対応する仕事です。

取得方法

児童発達支援管理責任者になるには、国が指定した障害者(児)の保健、医療、福祉、就労、教育分野における相談支援業務、直接支援業務(介護、就業支援、職業教育)での3～8年の実務経験が必要(実際は、実務経験から2年引いた年数を満たしている者)で、そのうち障害児、児童、障害者に対する相談支援、直接支援3年以上の実務経験を持った方が合計5日間の研修を受ける必要があります。

※なお、この研修は勤務している障害福祉サービス事業所からの推薦で受講しますので、「介護職員初任者研修」のように就職準備のために受講できるものではありません。



※「等」はサービス管理責任者を含んでいます。

※2019(令和元)年度から、サービス管理責任者研修と研修カリキュラムが統一されました。

『福祉の仕事と就職活動ガイド(ふくしのしごとがわかる本)2024年版』

(東京都社会福祉協議会発行)から抜粋

【問合せ先】 大分県福祉保健部 障害福祉課 施設支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL.097-506-2745

保育士

● 保育士とは

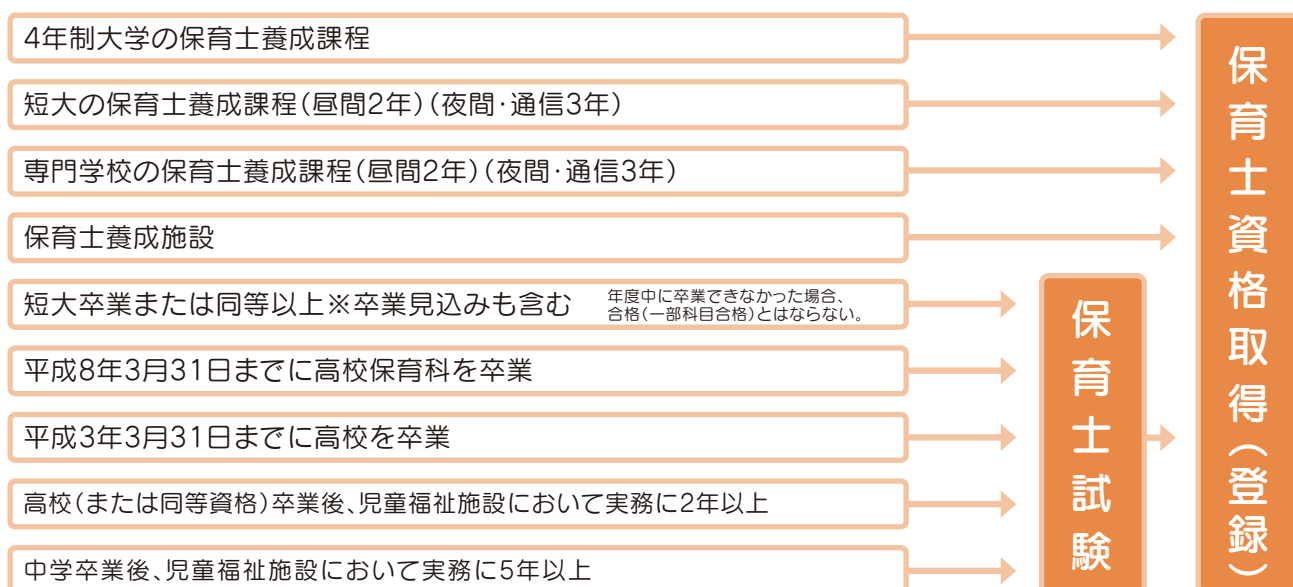
専門的知識や技能をもって、児童の保育及び保護者等への保育に関する指導を行う専門職の国家資格です。

取得方法

指定保育士養成施設を卒業もしくは保育士の国家試験に合格した後、都道府県に登録することが必要です。

※業務を行う際は、都道府県による保育士証の交付を受ける必要があります。

● 資格取得ルート図



筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度について

通常3年間の合格科目の有効期間を、対象施設において対象期間内に一定の勤務期間及び勤務時間、児童等の保護に従事した場合、最長5年まで延長することができます。詳しくは、こども家庭庁ホームページ「保育士試験」をご参照ください。

「幼保連携型認定こども園」における「保育教諭」の特例について

幼稚園教諭免許状を有する方に対し、2029年度末(予定)まで、保育士資格取得特例制度が設けられています。詳しくは、こども家庭庁ホームページをご参照ください。

県内の学校・養成施設

| | | |
|--|-------------------------|-------------------|
| 別府大学短期大学部 初等教育科 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL. 0977-67-0101 |
| 別府溝部学園短期大学 幼児教育学科 | 〒874-8567 別府市亀川中央町29-10 | TEL. 0977-66-0224 |
| 東九州短期大学 幼児教育学科 | 〒871-0014 中津市一ツ松211番地 | TEL. 0979-22-2425 |
| 智泉幼児保育専門学校 <small>※2022年4月:大分保育専門学校より校名変更</small> | 〒870-0889 大分市荏隈1229-1 | TEL. 097-535-7708 |

【問合せ先】 一般社団法人 全国保育士養成協議会(保育士試験事務センター)

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

TEL.0120-4194-82 FAX.03-3590-5591 <https://www.hoyokyo.or.jp>

看護師

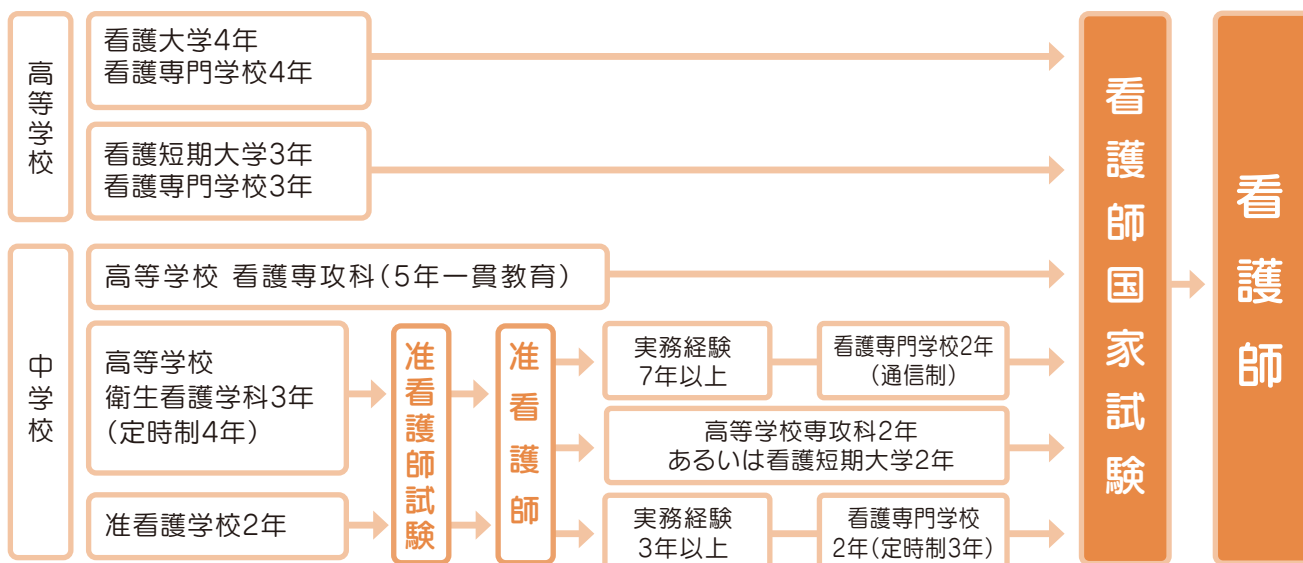
● 看護師とは

病院等で療養上の世話または診療の補助を行います。施設においては、入所者や利用者の心身の健康管理だけでなく、利用者やその家族への相談助言等も行う専門職の国家資格です。

取得方法

大学または3年以上の教育を受けるか、准看護師として実務経験と2年以上の教育を受けた後、看護師の国家試験に合格し、厚生労働大臣に免許申請し取得する。

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成施設

| | | |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------|
| 大分大学医学部 看護学科 | 〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地 | TEL.097-549-4411 |
| 大分県立看護科学大学 看護学部 | 〒870-1201 大分市大字廻栖野2944-9 | TEL.097-586-4300 |
| 別府大学 看護学部 | 〒874-8501 別府市内籠1430番地 | TEL.0977-75-6118 |
| 藤華医療技術専門学校 看護学科 | 〒879-7125 豊後大野市三重町内田4000-1 | TEL.0974-22-3434 |
| 大分市医師会 大分看護専門学校 | 〒870-1133 大分市大字宮崎字古園1315番地 | TEL.097-569-3660 |
| 大分市医師会立 大分准看護専門学院 | 〒870-1133 大分市大字宮崎字古園1315番地 | TEL.097-569-3328 |
| 別府市医師会立別府青山看護学校 ※2022年4月校名変更 | 〒874-0908 別府市上田の湯町10番21号 | TEL.0977-21-7611 |
| 中津市医師会 中津ファビオラ看護学校 | 〒871-0162 中津市大字永添字小森2110 番地 | TEL.0979-24-7270 |
| 昭和学園高等学校 看護学科 | 〒877-0082 日田市日の出町14 | TEL.0973-22-7420 |
| 柳ヶ浦高等学校 看護学科 | 〒872-0032 宇佐市大字江須賀939 | TEL.0978-38-0033 |
| 明豊高等学校 看護科 | 〒874-0903 別府市野口原3088 | TEL.0977-27-3311 |
| 別府溝部学園高等学校 看護科 | 〒874-8567 別府市大字野田78 | TEL.0977-67-6908 |
| 大分東明高等学校 看護教養科 | 〒870-8658 大分市千代町2丁目4番4号 | TEL.097-535-0201 |
| 佐伯医師会立 佐伯准看護学院 | 〒876-0841 佐伯市来島町2-2 | TEL.0972-23-1310 |
| 東九州龍谷高等学校 衛生看護科 | 〒871-0031 中津市大字中殿527 | TEL.0979-22-0416 |
| 豊後大野市竹田市医師会共立 豊西准看護学院 | 〒879-6643 豊後大野市緒方町下自在137-1 | TEL.0974-42-2432 |
| 日田市医師会立日田准看護学院 | 〒877-1232 日田市清水町802-5 | TEL.0973-23-8836 |

【問合せ先】 厚生労働省 医政局 医事課試験免許室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL.03-5253-1111 TEL.03-3595-2204
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken

理学療法士／作業療法士

● 理学療法士とは

リハビリテーションチームの中で医師の指示のもとに理学療法を行う高度な知識と技術を持った専門職の国家資格です。一般的にPT(Physical Therapist)と呼ばれています。

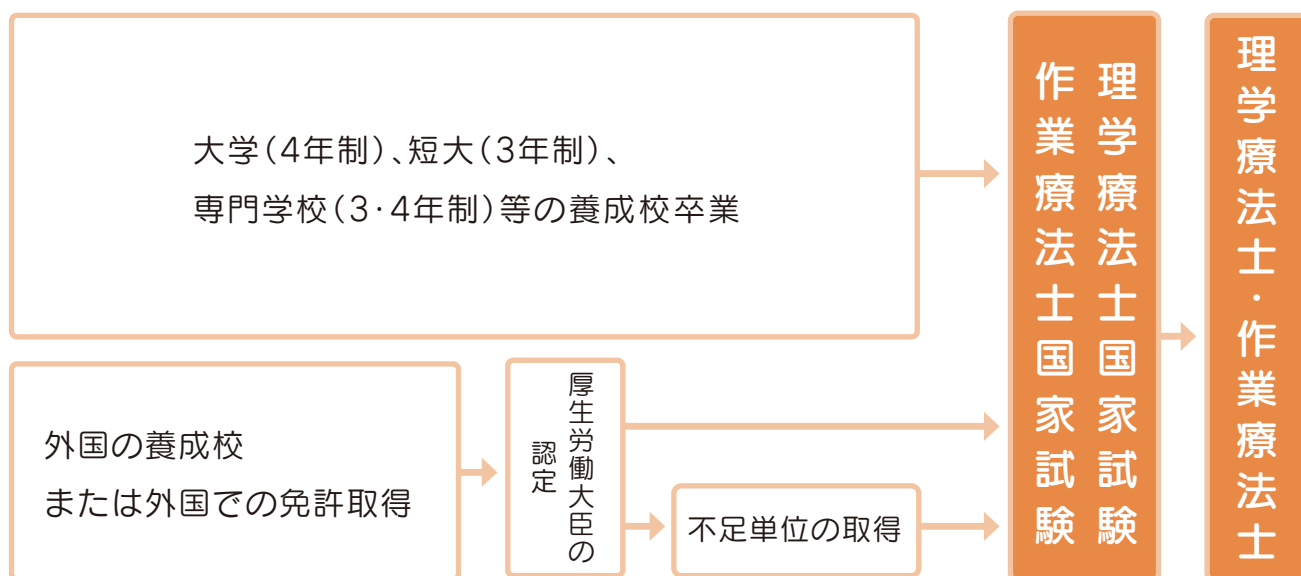
● 作業療法士とは

身体や精神に障がいを持つ人に対して、医師の指示のもとに作業療法を行い、その応用動作能力や社会適応能力の回復を図るよう援助する専門職の国家資格です。一般的にOT (Occupational Therapist) と呼ばれています。

取得方法

高校卒業後、大学、養成校などで3年以上療法士として必要な専門知識及び技能を修得し、国家試験に合格し、厚生労働大臣に免許申請し取得する。

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成機関

| | | |
|----------------------------------|----------------------------|------------------|
| 大分大学 福祉健康科学部 理学療法コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7502 |
| 大分リハビリテーション専門学校 理学療法士科・作業療法士科 | 〒870-8658 大分市千代町3-22 | TEL.097-535-0201 |
| 藤華医療技術専門学校 | 〒879-7125 豊後大野市三重町内田2706-1 | TEL.0974-22-3800 |

【問合せ先】 厚生労働省 医政局 医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL.03-5253-1111 TEL.03-3595-2204

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/index.html

言語聴覚士

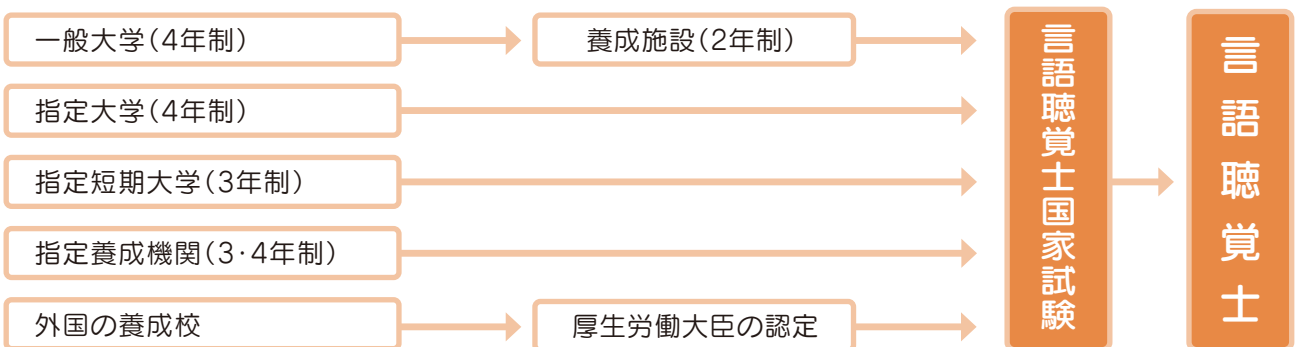
● 言語聴覚士とは

言語・聴覚の障がいを持つ人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障がいの軽減を図る専門職の国家資格です。一般的にST(Speech-Language-Hearing Therapist)と呼ばれています。

取得方法

高校卒業後、大学、養成校などで言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格し、厚生労働大臣に免許申請し取得する。

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成機関

| | | |
|---------------------------|----------------------|------------------|
| 大分リハビリテーション専門学校 言語聴覚士科 | 〒870-8658 大分市千代町3-22 | TEL.097-535-0201 |
|---------------------------|----------------------|------------------|

【問合せ先】

公益財団法人 医療研修推進財団

〒105.0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル 7階

TEL.03-3501-6515 FAX.03-3539-6636

<https://www.pmet.or.jp>

子育て支援員

● 子育て支援員とは

子育て支援員とは、保育人材不足の解消を目的として平成27年に子ども・子育て支援新制度によって創設された資格。研修を受けた人に出される修了証の交付をもって、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる。

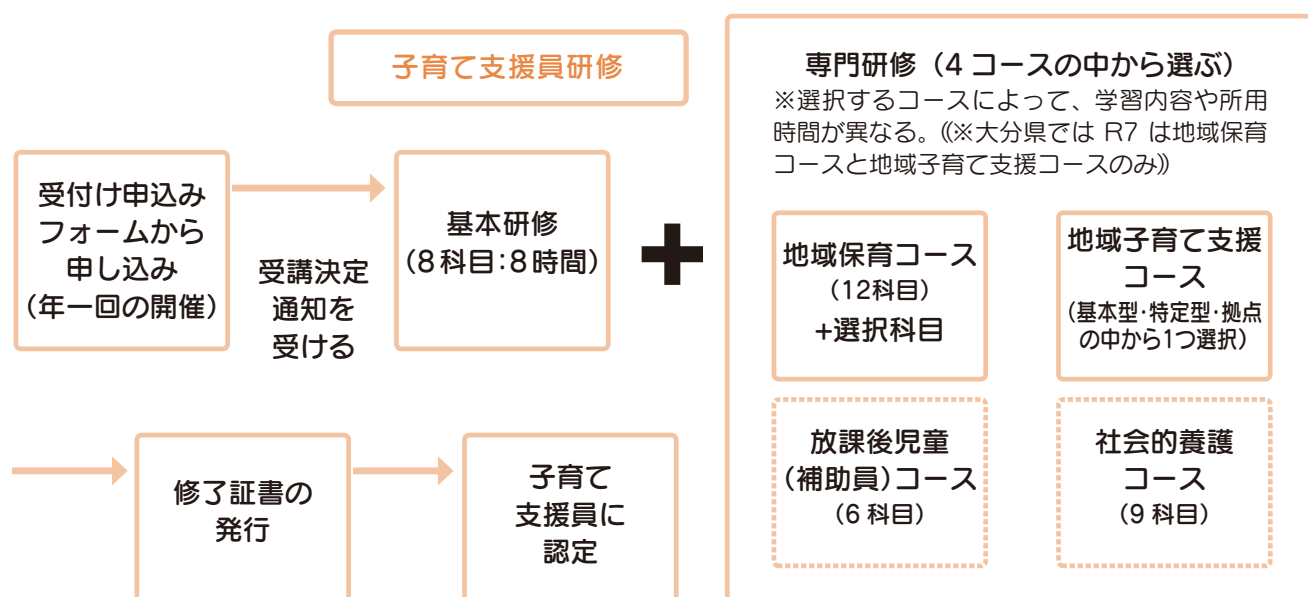
取得方法

都道府県または市町村が実施する「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けること。

● 資格取得ルート図

※募集定員あり。

対象者：大分県内に在住または在勤の方で、育児や就労などの多様な経験があり、子育て支援の分野の職務等に従事することを希望する方。又は、大分県内に在住または在勤し、保育士資格や幼稚園教諭の免許を持っていない方で、現在保育施設に従事している方。



働ける施設(サポート業務)

- ・保育所、認定こども園
- ・乳児院、児童養護施設
- ・家庭的保育事業所
- ・地域型保育事業(0~2歳の子どもを少人数で保育する事業)
- ・小規模保育園施設
- ・企業主導型保育事業(会社の従業員の子どもを保育する事業)
- ・一時預かり
- ・放課後児童クラブ(学童保育)
- ・ファミリーサポートセンター
- ・障がい児支援事業所
- ・利用者支援事業及び地域子育て支援拠点

【問合せ先】 大分県福祉保健部 こども未来課 子育て支援班／幼児教育・保育班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL.097-506-2709 FAX. 097-506-1739

放課後児童支援員

● 放課後児童支援員とは

平成27年に子ども・子育て支援新制度によって創設された資格。小学校に通う子ども達が放課後や学校休業日(土曜日、夏休み、春休みなど)に安心して過ごせる遊びや生活の場を提供し、その成長を見守る専門職。

取得方法

各都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了すること。

● 資格取得ルート図

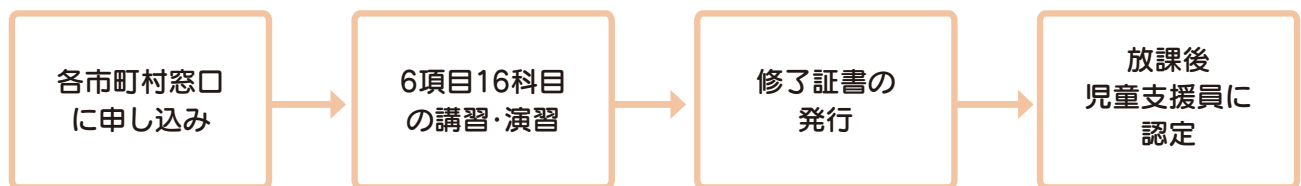
※募集定員あり。 ※保育資格や学歴によって実務経験の要否が異なる。
都道府県が実施する研修を受ける。

対象者：【実務経験不要】

- ・保育士資格、社会福祉士資格、教員免許を持っている方
- ・四年制大学や大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した方

【実務経験必要】

- ・高卒以上で、児童福祉事業での実務経験が2年以上ある方
- ・高卒以上で、放課後児童健全育成事業に類する事業での実務経験が2年以上あり、市町村長が適当と認める方
- ・学歴問わず、放課後児童クラブでの実務経験が5年以上あり、市町村長が適当と認める方



※持っている資格によって一部の科目が免除

| 科目 | 免除対象資格 |
|-------------------|-----------|
| 子どもの発達理解 | 保育士・教諭 |
| 児童期(6歳~12歳)の生活と発達 | |
| 障がいのある子どもの理解 | 保育士・社会福祉士 |
| 特に配慮を必要とする子どもの理解 | |

【問合せ先】 大分県福祉保健部 こども未来課 子育て支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL.097-506-2712 FAX. 097-506-1739

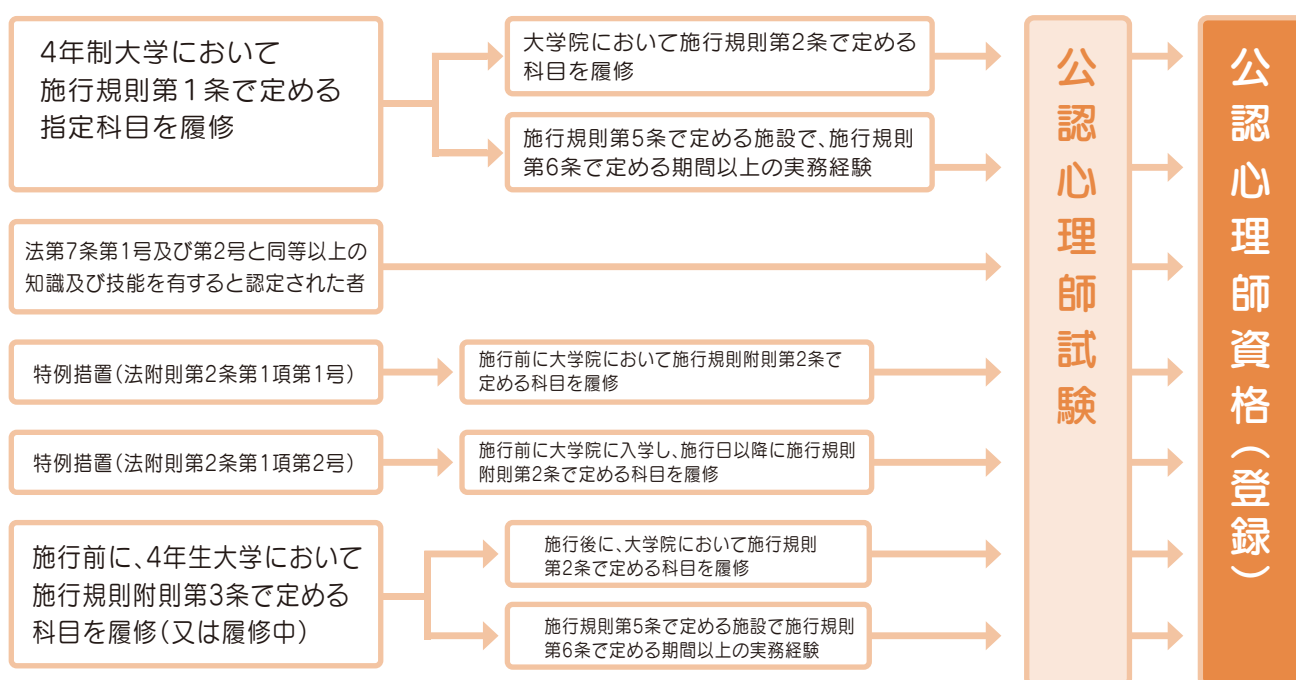
公認心理師

● 公認心理師とは

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、以下の業務を行うことを業とする国家資格です。

- (1) 心理に関する支援を要するものの心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成機関

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 大分大学 福祉健康科学部 心理学コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7696 |
| 大分大学大学院 福祉健康科学科 福祉健康科学専攻 臨床心理学コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7696 |
| 別府大学 文学部 人間関係学科 心理コース | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL.0977-67-0101 |
| 別府大学大学院 文学研究科 臨床心理学専攻 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL.0977-67-0101 |

【問合せ先】 一般財団法人 日本心理研修センター

〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-161 ツインヒルズ茗荷谷 10階
TEL.03-6912-2655 FAX. <https://www.jccpp.or.jp>

臨床心理士

● 臨床心理士とは

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”です。臨床心理士に求められる固有な専門業務は以下の通りです。

- (1) 臨床心理査定
- (2) 臨床心理面接
- (3) 臨床心理的地域援助
- (4) 上記(1)～(3)に関する調査・研究

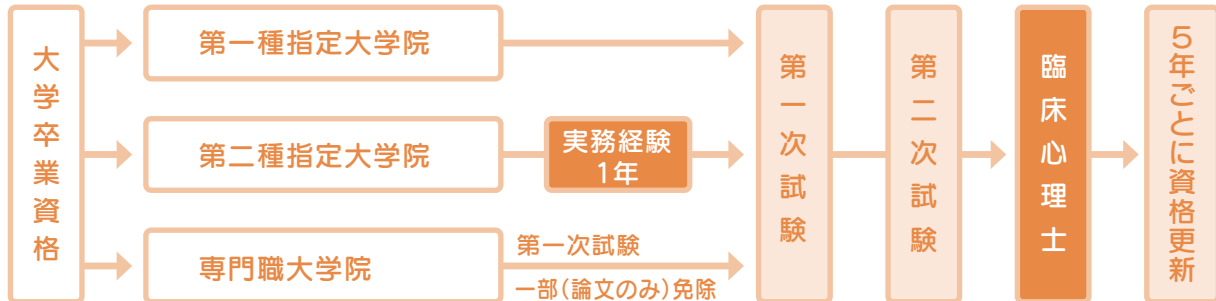
取得方法

臨床心理士の資格は、臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院の修了後、資格審査(年1回の筆記・口述試験)に合格した場合に、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定するものです。

(その他に諸外国で指定大学院と同等の教育を受けた場合、もしくは医師免許取得者の場合にも資格審査を受けられる場合があります。詳しくは公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会までお問い合わせください。)

また、資格取得後も5年ごとに資格更新審査が行われ、心理臨床能力の維持発展のために、研修や研究が義務づけられています。

● 資格取得ルート図



県内の学校・養成機関

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 大分大学大学院 福祉健康科学科 福祉健康科学専攻 臨床心理学コース | 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地 | TEL.097-554-7696 |
| 別府大学大学院 文学研究科 臨床心理学専攻 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL.0977-67-0101 |

【問合せ先】 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-5 湯島D&Aビル 3階

TEL.03-3817-0020 FAX. 03-3817-5858 <http://fjcbcp.or.jp/>

栄養士・管理栄養士

● 栄養士・管理栄養士とは

栄養士と管理栄養士は、個人または集団に対して「食事や栄養の指導」をしたり、献立作成や食材の発注、栄養素の計算など「食事の管理」をする仕事です。

栄養士は都道府県知事の免許を受けた国家資格、管理栄養士は厚生労働大臣の免許を受けた国家資格です。

2つの資格は、名前は似ていますが業務内容が少し異なります。

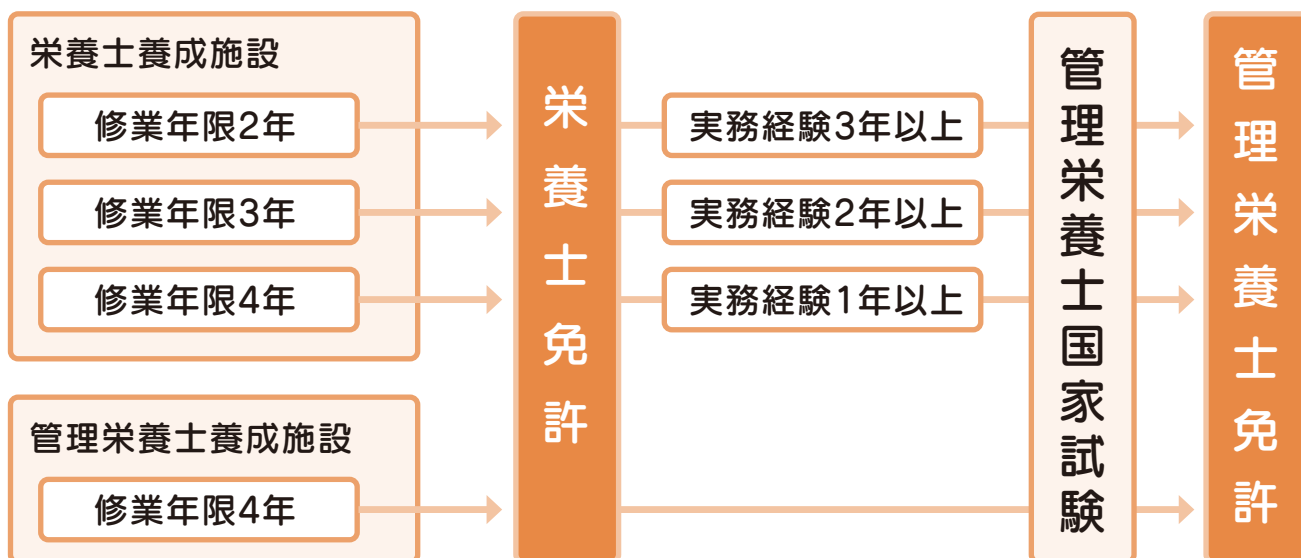
〈栄養士〉

栄養学に基づいて、栄養バランスの取れたメニュー（献立）の作成や調理方法の改善等、栄養面から健康な食生活のアドバイザー。

〈管理栄養士〉

栄養士指導のための企画や傷病者に対する療養の為に必要な栄養の指導、大規模給食施設における管理業務や労務管理。

取得方法



県内の学校・養成施設

〈栄養士〉

| | | |
|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 別府溝部学園短期大学 食物栄養学科 | 〒874-8567 別府市亀川中央町29-10 | TEL. 0977-66-0224 |
| 別府大学短期大学部 食物栄養科 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL. 0977-67-0101 |

〈管理栄養士〉

| | | |
|--------------------|--------------------|-------------------|
| 別府大学食物栄養科学部 食物栄養学科 | 〒874-8501 別府市北石垣82 | TEL. 0977-67-0101 |
|--------------------|--------------------|-------------------|

【問合せ先】 厚生労働省 健康局 健康課 栄養指導室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL.03-5253-1111

調理師

● 調理師とは

調理師の名称を用いて調理の業務に従事する専門職の国家資格です。

取得方法

- ①指定の調理師養成施設を卒業し、都道府県知事に免許を申請し、取得する。
- ②各都道府県知事が行う調理師試験に合格(満2年以上の実務経験必要)し、都道府県知事に免許を申請し、取得する。

県内の学校・養成施設

| | | |
|---|--------------------------|-------------------|
| 昭和学園高等学校 調理科 | 〒877-0082 日田市日の出町14 | TEL. 0973-22-7420 |
| 東九州龍谷高等学校 食物科 | 〒871-0031 中津市大字中殿527番地 | TEL. 0979-22-0416 |
| 別府溝部学園高等学校 食物科 | 〒874-8567 別府市亀川中央町29-10 | TEL. 0977-66-0224 |
| 福德学院高等学校 健康調理科 | 〒870-0883 大分市永興1丁目16番20号 | TEL. 097-544-3551 |
| 楊志館高等学校 調理科 | 〒870-0838 大分市桜ヶ丘7-8 | TEL. 097-543-6711 |
| 田北調理師専門学校 | 〒870-0021 大分市府内町2-5-7 | TEL. 097-532-2803 |
| 国際調理師専修学校 ※2022年4月 専門学校国際調理フラワーカレッジより校名変更 | 〒870-0823 大分市東大道1丁目6番1号 | TEL. 097-547-9913 |

【問合せ先】 大分県福祉保健部 健康政策・感染症対策課 地域保健企画班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL.097-506-2677 FAX.097-506-1735

公益社団法人 調理技術技能センター(調理師試験担当)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル 5階
TEL.03-3667-1815 FAX.03-3667-1868
<https://chouri-ggc.or.jp>

福祉用具専門相談員

● 福祉用具専門相談員とは

福祉用具を利用する人に対して選び方や使い方の説明やアドバイスをする専門職です。介護保険の指定を受けている福祉用具貸与・販売事業所においては、常勤換算で2名以上の相談員の配置が義務づけられています。

取得方法

- ①各都道府県知事が指定する研修事業者が実施する50時間の「福祉用具専門相談員指定講習」を受講し、修了評価試験(筆記)に合格する。
- ②以下の国家資格を有する者は、その資格で福祉用具専門相談員としての業務を行うことができる。
介護福祉士・社会福祉士・保健師・看護師・准看護師・理学療法士
作業療法士・義肢装具士

県内の学校・養成施設

| | | |
|-----------------|--------------------------|------------------|
| 大分県社会福祉介護研修センター | 〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号 | TEL.097-552-6888 |
| 福祉の学び舎アップワン | 〒870-0031 大分市府内町1丁目6番29号 | TEL.097-547-7466 |

【問合せ先】

大分県福祉保健部 高齢者福祉課
介護サービス事業班
TEL.097-506-2785
FAX.097-506-1737

公益財団法人 医療研修推進財団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目22番14号
TEL.03-3501-6515
<https://www.pmet.or.jp>

視能訓練士

● 視能訓練士とは

昭和46年に制定された「視能訓練士法」という法律に基づく国家資格をもった医療技術者です。見る機能(視能)に障がいをもつ人に、機能回復のための視機能検査と視能矯正訓練を行う専門職の国家資格です。

取得方法

- ①高校卒業後、指定養成施設で3年以上修業し、国家試験に合格する。
- ②大学・短大卒及び看護師や保育士の養成校で指定科目を履修後、指定養成施設で1年以上修業し、国家試験に合格する。

県内の学校・養成施設

| | | |
|------------------------|----------------------------|------------------|
| 大分平松総合医療専門学校 視能訓練学科 | 〒870-8658 大分市住吉町1丁目1127番1号 | TEL.097-535-0201 |
|------------------------|----------------------------|------------------|

【問合せ先】 厚生労働省 医政局 医事課試験免許室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL.03-3501-6515 TEL.03-3595-2204

義肢装具士

● 義肢装具士とは

何らかの障がいで失った手足の機能の代わりにする義肢、コルセットなどの治療を目的にした装具を制作し、利用者が日常生活を送るうえで必要な機能の回復を図り、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職の国家資格です。

取得方法

大学または養成施設に入った場合は3年以上、大学・高等専門学校または養成施設で指定科目を履修し養成施設に入った場合は2年以上、技能検定合格者は養成施設で1年以上の修業後、国家試験に合格する。

【問合せ先】

公益財団法人テクノエイド協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階
TEL.03-3266-6882 FAX.03-3266-6881 <https://www.techno-aids.or.jp/>

手話通訳士

● 手話通訳士とは

手話通訳士は、手話の技術によって聴覚障がい者のコミュニケーションを援助する手話通訳者の公的な資格で、手話通訳の専門的な知識と技術を社会的に保障するために制度化されたものです。

取得方法

20歳以上(受験日に属する年度の3月末までに20歳に達するものを含む)で聴力障害者情報文化センターが実施する「手話通訳技能認定試験」に合格し、登録する。

【問合せ先】

聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3
TEL.03-6833-5003 FAX.03-6833-5000
<http://www.jyoubun-center.or.jp>

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会
(大分県聴覚障害者センター)

〒870-0907 大分市大津町1丁目9番5号
TEL.097-551-2152 FAX.097-556-0556
<https://www.toyonokuni.jp>

盲導犬など補助犬の訓練士

● 盲導犬訓練士とは

視覚障がい者が社会生活を送る上で、歩行の支えとなる盲導犬の訓練・育成を行うとともに、利用者が犬をうまく扱えるよう、路上歩行訓練などを行います。個々に与えられる資格ではなく、指定されている法人に所属して盲導犬の訓練にあたる者に与えられます。

取得方法

盲導犬訓練施設に研修生などとして採用され、各施設が定める期間養成を受けることが必要です。採用条件は施設によって異なります。

※訓練施設は、厚生労働省ホームページ内に一覧が掲載されています。

参考資料

I

福祉人材センターとは……

福祉人材センターとは
求人情報システム「福祉のお仕事」の使い方

II

就職に関する関係機関一覧

- 1 公共職業安定所(ハローワーク)
- 2 若年者の職業紹介所(ジョブカフェ)
- 3 地域若者サポートステーション
- 4 その他の職業紹介所

III

職能団体

県内の職能団体

IV

労働相談

労働局総合労働相談コーナー

I 福祉人材センターとは……

大分県福祉人材センターでは、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可を受け「無料職業紹介」を行っています。福祉の職場で働きたい方(求職者)と人材を求める方(求人者)との橋渡しをします。

求人情報の提供・あっせん

求職登録者へ求人票の閲覧及び情報誌の郵送、インターネットで求人情報を提供します。面接希望者には紹介状を発行し、面接を設定します。

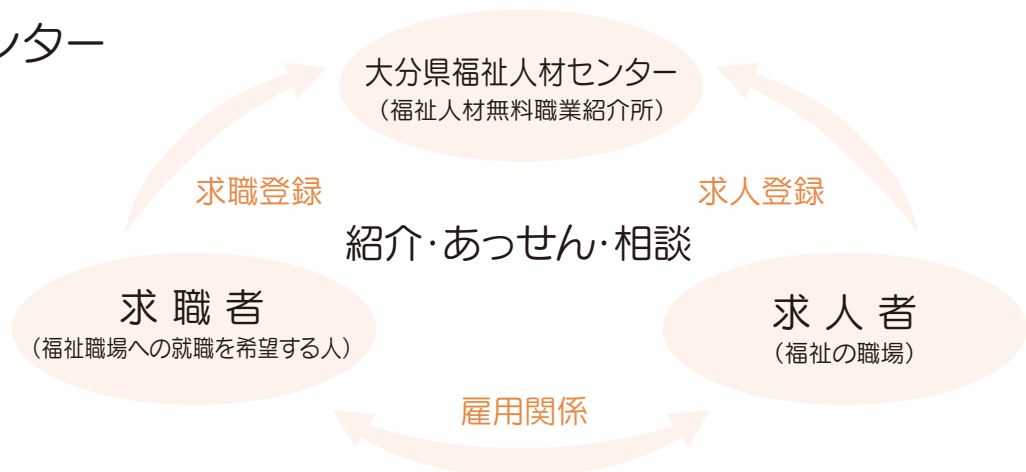
就職面談・相談会の開催

定期的に就職フェアと出張福祉のしごと相談会を実施しています。就職についてだけでなく、資格の取り方等についても相談を受けています。

福祉の人材発掘・福祉従事者等への資質向上支援

福祉分野での仕事に関心がある方に対して、入門セミナーや介護職員入門者研修を実施しています。また、社会福祉士の資格取得に向けた受験準備講習会も行っています。

福祉人材センターの仕組み



ご紹介する職種

- ・ 介護職員
- ・ 理学療法士
- ・ 支援員・指導員
- ・ 作業療法士
- ・ 相談員
- ・ 言語聴覚士
- ・ 訪問介護員(ホームヘルパー)
- ・ 栄養士
- ・ 保育士
- ・ 調理員
- ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ・ 事務職員 等
- ・ 看護師

ご紹介する福祉施設・事業所

- ・ 高齢者関係施設
- ・ 母子・児童福祉施設
- ・ 介護保険施設・事業所
- ・ 障がい児者関係サービス事業所
- ・ 生活困窮者関係施設
- ・ 児童福祉施設
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 行政の相談所 等

「福祉の職場で働きたい!!」「資格はどのようにしたら取得できるの?」と思ったら

福祉人材センターへ
登録・ご相談ください。

福祉職場に就職を希望する方でしたら、どなたでも登録できます。また、最終年次の学生も登録可能です。登録されなくても資格取得の方法など福祉に関する相談に個別に応じています。

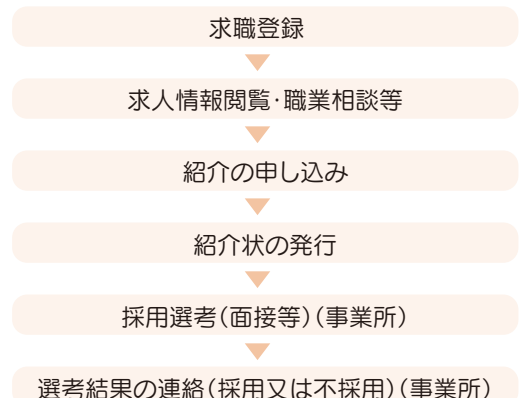
来所登録

人材センターにて、所定の求職票に記入するだけです。この時、履歴書・証明書などは必要ありません。

求人者の閲覧はもとより、人材センターが実施する様々な事業についての情報が得られます。

来所によるセンター利用の流れ

※ インターネットを通じた、求職登録も出来ます。



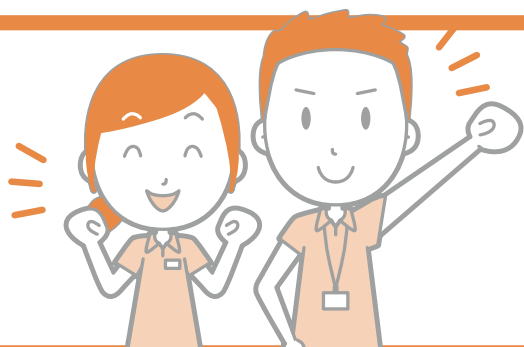
大分県 福祉人材センターの ホームページを ご活用ください

たとえば…

- 福祉の仕事や資格について調べたい！
- 介護に関する研修やセミナーの情報が知りたい！
- 就職フェアや最新の求人情報について知りたい！



下記のQRコードを読み込むか、
<https://oita-fjc.jp>
を入力してサイトへ
アクセスしてください。



福祉・介護の仕事や資格についてお気軽にご相談ください

II 就職に関する関係機関一覧

1 ハローワーク

| 名 称 | 所在地 | TEL | 管轄区域 |
|---------------------|---|---|---------------------------|
| ハローワーク大分 | 〒870-0855 大分市都町4-1-20 | 097-538-8609 (失業給付) 097-538-0800 (事業主届出) 097-534-8609 | 大分市 由布市 |
| ハローワーク大分 OASIS庁舎 | 〒870-0029 大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 地下1階 | 097-538-8622 | 大分市 由布市 |
| ハローワーク別府 | 〒874-0902 別府市青山町11-22 | 0977-23-8609 | 別府市・杵築市 日出町・国東市 姫島村 |
| ハローワーク中津 | 〒871-8609 中津市大字中殿550-21 | 0979-24-8609 | 中津市 |
| ハローワーク日田 | 〒877-0012 日田市淡窓1丁目43-1 | 0973-22-8609 | 日田市・玖珠町 九重町 |
| ハローワーク佐伯 | 〒876-0811 佐伯市鶴谷町1丁目3-28 | 0972-24-8609 | 佐伯市・臼杵市 津久見市 |
| ハローワーク宇佐 | 〒879-0453 宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎1階 | 0978-32-8609 | 宇佐市 豊後高田市 |
| ハローワーク豊後大野 | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3階 | 0974-22-8609 | 竹田市 豊後大野市 |

2 ジョブカフェ

都道府県が主体的に設置。49歳以下の若者求職者(学生を含む)が対象で、自分に合った仕事を見つけるためのいろいろなサービスをワンストップで、すべて無料で受けることができます。

| 名 称 | 所在地 | TEL |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------|
| ジョブカフェおおいた 本センター | 〒870-0035 大分市中央町3-6-11 ガレリア竹町 | 097-533-8878 |
| ジョブカフェおおいた 別府サテライト | 〒874-8588 別府市中央町7-8 別府商工会議所2階 | 0977-27-5988 |
| ジョブカフェおおいた 中津サテライト | 〒871-8510 中津市殿町1383-1 中津商工会議所内 | 0979-22-1207 |
| ジョブカフェおおいた 日田サテライト | 〒877-8686 日田市三本松2丁目2-16 日田商工会館1階 | 0973-23-6898 |
| ジョブカフェおおいた 佐伯サテライト | 〒876-0844 佐伯市向島1丁目10番1号 佐伯商工会議所1階 | 0972-23-8730 |

3 地域若者サポートステーション

厚生労働省が委託する若者支援のノウハウや実績のある組織が運営。働くことに悩みを抱える15～39歳までの若者に、またサポステプラスとして40～49歳までの方に対し、就職・職場定着に向けたサービスを提供しています。

| 名 称 | 所在地 | TEL |
|-----------------------|---|--------------|
| おおいたサポステ | 〒870-0035 大分市中央町1-2-3 おおいた青少年総合相談所3階 | 097-533-2622 |
| おおいたサポステ 県南常設サテライト | 〒876-0845 佐伯市内町8番4号 菊池ビル1F | 0972-28-6117 |

4 その他の職業紹介所

| 名 称 | 所在地 | TEL |
|---------------------------|--|--------------------------------|
| おおいた産業人財センター | 〒870-0035 大分市中央町3-6-11 ガレリア竹町内 | (UIJターン専用ダイヤル) 0120-119-201 |
| 豊の国Uターンコーナー (大分県東京事務所) | 〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目2番2号 ヒューリック西銀座ビル6階 | 03-6862-8788 |
| 豊の国Uターンコーナー 大分県大阪事務所 | 〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階 | 06-6345-0071 |
| 豊の国Uターンコーナー 大分県福岡事務所 | 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1-15-30 天神MIEZビル302階 | 092-721-0041 |
| 大分県母子寡婦無料職業紹介所 | 〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階 | 097-552-3313 |
| (公社)大分県 シルバー人材センター連合会 | 〒870-0823 大分市東大道1丁目11番1号 タンネンバウムⅢ3階 | 097-585-5615 |
| (公社)大分市シルバー人材センター | 〒870-0026 大分市金池町3丁目2-3 | 097-538-5575 |
| 中津市人材バンク | 〒871-8510 中津市殿町1383-1 中津商工会議所 | 0979-22-2250 |
| 大分県ナースセンター | 〒870-0855 大分市豊饒2丁目7番1号 | 097-574-7136 |
| 大分県保育士・保育所支援センター | 〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号 大分県社会福祉介護研修センター内 | 097-578-7330 |

III 職能団体

県内の職能団体

| 名 称 | 所在地 | TEL/FAX/ホームページ |
|---|--|---|
| (公社)大分県社会福祉士会 | 〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館2階 | TEL/FAX. 097-576-7071 https://oita-csw.or.jp |
| (一社)大分県介護福祉士会 | 〒870-0921 大分市萩原4丁目8番58号 大分県整骨会館3階 | TEL. 097-551-6555 FAX. 097-547-9936 https://www.oita-accw.com |
| (社)日本精神保健福祉士協会 大分県支部 大分県精神保健福祉士協会 | 〒870-0026 大分市金池町2丁目12番8号 河村クリニック内 | TEL. 097-548-5570 FAX. 097-548-5571 |
| (特非)大分県介護支援専門員協会 | 〒870-1133 大分市大字宮崎1367番地1 甲斐ビル215号 | TEL. 097-504-7500 FAX. 097-504-7501 https://oita-care-manager.com |

| 名 称 | 所在地 | TEL/FAX/ホームページ |
|-----------------------------|---|--|
| 大分県保育連合会 | 〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館 3階 | TEL. 097-551-5513 FAX. 097-551-4970 https://www.hoiku21.gr.jp |
| (公社)大分県看護協会 (大分県ナースセンター) | 〒870-0855 大分市豊饒2丁目7番1号 | TEL. 097-574-7117 FAX. 097-545-3751 https://www.oita-kango.com |
| (公社) 大分県理学療法士協会 | 〒870-0855 大分市豊饒3丁目4番1号 | TEL. 097-507-9845 FAX. 097-507-4317 https://opta.or.jp |
| (公社) 大分県作業療法協会 | 〒870-0038 大分市西春日町3-2 大分県作業療法協会ビル | TEL. 097-547-8662 FAX. 097-547-8663 https://www.oita-ot.com |
| (公社) 大分県言語聴覚士協会 | 〒870-0048 大分市碩田町1-1-27 3階 | TEL. 097-529-7105 FAX. 097-529-8109 http://www.oita-st.com |
| (公社) 大分県栄養士会 | 〒870-0912 大分市原新町9番2号 大分県栄養士会館 | TEL. 097-556-8810 FAX. 097-556-8921 http://www.oita-eiyousikai.jp |

IV 労働相談

労働局総合労働相談コーナー

| 名 称 | 所在地 | TEL |
|---------------------|--|--------------|
| 大分労働局 総合労働相談コーナー | 〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階 | 097-536-0110 |
| 大分 総合労働相談コーナー | 〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階 大分労働基準監督署内 | 097-535-1512 |
| 中津 総合労働相談コーナー | 〒871-0031 中津市中殿550-20 中津合同庁舎2階 中津労働基準監督署内 | 0979-22-2720 |
| 佐伯 総合労働相談コーナー | 〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階 佐伯労働基準監督署内 | 0972-22-3421 |
| 日田 総合労働相談コーナー | 〒877-0012 日田市淡窓1-1-61 日田労働基準監督署内 | 0973-22-6191 |
| 豊後大野 総合労働相談コーナー | 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階 豊後大野労働基準監督署内 | 0974-22-0153 |

2025年版（隔年発行）
福祉の仕事・資格ガイドブック

発行者／大分県福祉人材センター

発行日／令和 7年 3月

印刷・製本／得丸デザイン印刷

大分県福祉人材センター

(厚生労働大臣許可 福祉人材無料職業紹介所)

TEL.097-552-7000(専用)

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号
(大分県社会福祉介護研修センター内)

FAX.097-552-7002

URL. <https://oita-sic.jp> E-mail: oita-jinzai@okk.or.jp

相談受付時間：AM8:30～PM5:00

休館日：毎週月曜日(土・日曜日は開館しています)

祝日(土・日曜日と重なる場合は開館しています) 年末年始(12月29日～1月3日)



交通手段(大分バス)

大分駅前3番乗り場「明野団地、大分高校行き」
(E40)(E41) → 「さつき町」下車 徒歩約3分

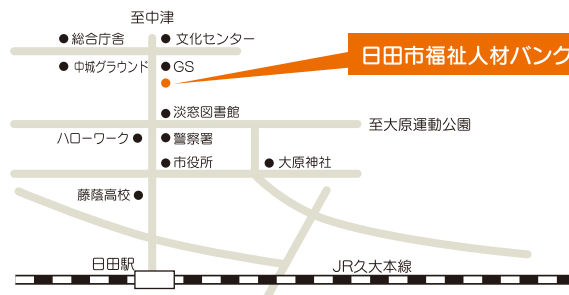
日田市福祉人材バンク

(厚生労働大臣許可 福祉人材無料職業紹介所)

福祉人材無料職業紹介所専用 TEL.0973-24-7590

〒877-0003 大分県日田市上城内町1番8号(日田市総合保健福祉センター3F)
社会福祉法人日田市社会福祉協議会内

FAX.0973-24-3452



交通のご案内

JR日田駅から徒歩約10分 大分自動車道・日田ICより車にて約10分